

泉大津市議会令和4年第4回定例会会議事項

(令和4年12月7日)

# 会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	1 2	専決処分報告の件（令和4年度泉大津市一般会計補正予算の件）	5
同	1 3	専決処分報告の件（令和4年度泉大津市一般会計補正予算の件）	2 7
議 案	5 5	泉大津市健康づくり推進条例制定の件	4 5
同	5 6	泉大津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件	5 7
同	5 7	泉大津市個人情報保護審査会条例制定の件	6 9
同	5 8	職員の定年等に関する条例の一部改正の件	7 5
同	5 9	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	1 1 1
同	6 0	泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部改正の件	1 5 5
同	6 1	泉大津市市税条例の一部改正の件	1 8 7
同	6 2	泉大津市手数料条例の一部改正の件	1 9 5
同	6 3	泉大津市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正の件	1 9 9
同	6 4	泉大津市都市公園条例の一部改正の件	2 1 7
同	6 5	泉大津市立条東小学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約締結の件	2 3 1
同	6 6	泉大津市立条南小学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約の一部変更の件	2 4 1
同	6 7	指定管理者の指定の件	2 4 5
同	6 8	大阪府都市競艇企業団規約の変更について関係市と協議する件	2 4 7

種 別	番 号	事 件 名	ページ
議 案	6 9	市道路線の廃止の件	2 5 1
同	7 0	市道路線の認定の件	2 5 7
同	7 1	令和 4 年度泉大津市一般会計補正予算の件	2 7 1
同	7 2	令和 4 年度泉大津市土地取得事業特別会計補正予算の件	3 0 7
同	7 3	令和 4 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	3 2 3
同	7 4	令和 4 年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算の件	3 4 3



報告第12号

## 専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和4年12月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	5
専決年月日	令和4年10月7日
事件名	令和4年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第7号）









専決第5号

## 令和4年度泉大津市一般会計補正予算

令和4年度泉大津市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ642,836千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,187,026千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月7日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		7,984,881	642,836	8,627,717
	2 国庫補助金	2,390,238	642,836	3,033,074
歳 入 合 計		35,544,190	642,836	36,187,026

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		14,890,500	642,836	15,533,336
	1 社会福祉費	5,844,246	642,836	6,487,082
歳 出 合 計		35,544,190	642,836	36,187,026





歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括  
歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	7, 9 8 4, 8 8 1
歳 入 合 計	3 5, 5 4 4, 1 9 0

# 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
6 4 2, 8 3 6	8, 6 2 7, 7 1 7
6 4 2, 8 3 6	3 6, 1 8 7, 0 2 6

歳 出

款	補正前の額	補正額
3 民生費	14,890,500	642,836
歳 出 合 計	35,544,190	642,836



(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
15,533,336	642,836			
36,187,026	642,836			

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 7,984,881	千円 642,836	千円 8,627,717

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	507,718	642,836	1,150,554
計	2,390,238	642,836	3,033,074

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費補助金	642,836	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業費補助金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

### 3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 14,890,500	千円 642,836	千円 15,533,336

#### (款) 3 民生費

##### (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	568,324	642,836	1,211,160	642,836			
計	5,844,246	642,836	6,487,082	642,836			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
3 職員手当等	4,270	23 電力・ガス・食料 品等価格高騰緊急 支援給付金支給事 業 642,836	3 職員手当等 4,270
10 需用費	210		時間外勤務手当 4,000
11 役務費	12,343		管理職員特別勤務手当 270
12 委託料	25,723		10 需用費 210
13 使用料及び 賃借料	290		消耗品費 200
18 負担金、補 助及び交付 金	600,000		印刷製本費 10
			11 役務費 12,343
		通信運搬費 3,243	
		人材派遣料 2,500	
		振込手数料 6,600	
		12 委託料 25,723	
		電算処理委託料 5,301	
		給付金業務委託料 20,422	
		13 使用料及び賃借料 290	
		電子複写機使用料 200	
		会場借上料 90	
		18 負担金、補助及び交付金 600,000	
		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(518) 511	723,611	1,798,330	1,549,882	4,071,823	766,037	4,837,860	
補正前	(518) 511	723,611	1,798,330	1,545,612	4,067,553	766,037	4,833,590	
比 較	(0) 0	0	0	4,270	4,270	0	4,270	

( )内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	55,572	115,440	881,929	64,248	42,348	35,734	115,148	11,427
	補 正 前	55,572	115,440	881,929	64,248	42,348	35,734	111,148	11,427
	比 較	0	0	0	0	0	0	4,000	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	200,805	4,530	0	0	19,745	2,956	1,549,882	
	補 正 前	200,805	4,530	0	0	19,745	2,686	1,545,612	
	比 較	0	0	0	0	0	270	4,270	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(12) 501	1,776,124	1,405,434	3,181,558	609,383	3,790,941	
補正前	(12) 501	1,776,124	1,401,164	3,177,288	609,383	3,786,671	
比 較	(0) 0	0	4,270	4,270	0	4,270	

( )内は、再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	55,572	114,106	744,023	64,248	41,788	35,734	115,148	11,427
	補 正 前	55,572	114,106	744,023	64,248	41,788	35,734	111,148	11,427
	比 較	0	0	0	0	0	0	4,000	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	196,157	4,530	0	0	19,745	2,956	1,405,434	
	補 正 前	196,157	4,530	0	0	19,745	2,686	1,401,164	
	比 較	0	0	0	0	0	270	4,270	

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(506) 10	723,611	22,206	144,448	890,265	156,654	1,046,919	
補正前	(506) 10	723,611	22,206	144,448	890,265	156,654	1,046,919	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

( )内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 (千円)	通 勤 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	1,334	137,906	560	0	0	4,648	0	144,448
	補 正 前	1,334	137,906	560	0	0	4,648	0	144,448
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0



(2) 給与費の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
職員手当	4,270	その他の増減分	4,270	異動等による増	



## 専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和4年12月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 記

専決番号	6
専決年月日	令和4年10月21日
事件名	令和4年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第8号）







専決第6号

## 令和4年度泉大津市一般会計補正予算

令和4年度泉大津市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,357,026千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月21日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		8,627,717	152,423	8,780,140
	2 国庫補助金	3,033,074	152,423	3,185,497
18 繰入金		2,037,825	17,577	2,055,402
	2 基金繰入金	2,001,191	17,577	2,018,768
歳 入 合 計		36,187,026	170,000	36,357,026



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 商工費		410,491	170,000	580,491
	1 商工費	410,491	170,000	580,491
歳 出 合 計		36,187,026	170,000	36,357,026





歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括  
歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	8, 6 2 7, 7 1 7
18 繰入金	2, 0 3 7, 8 2 5
歳 入 合 計	3 6, 1 8 7, 0 2 6

# 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
152,423	8,780,140
17,577	2,055,402
170,000	36,357,026

歳 出

款	補正前の額	補正額
6 商工費	410,491	170,000
歳 出 合 計	36,187,026	170,000

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
580,491				170,000
36,357,026				170,000

## 2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 8,627,717	千円 152,423	千円 8,780,140

### (款) 14 国庫支出金

#### (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	559,560	152,423	711,983
計	3,033,074	152,423	3,185,497

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,037,825	千円 17,577	千円 2,055,402

### (款) 18 繰入金

#### (項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	1,327,835	17,577	1,345,412
計	2,001,191	17,577	2,018,768



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	152,423	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	17,577	財政調整基金繰入金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

### 3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 410,491	千円 170,000	千円 580,491

#### (款) 6 商工費

##### (項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工業振興費	359,901	170,000	529,901				170,000
計	410,491	170,000	580,491				170,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 役務費	7,392	1 産業振興対策事業	170,000
12 委託料	162,608		
			11 役務費 7,392 通信運搬費
			12 委託料 162,608 泉大津くらし応援クーポン事業業務委託料

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費



## 泉大津市健康づくり推進条例制定の件

泉大津市健康づくり推進条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

本市では、これまで市民の健康寿命の延伸を目的に、「いずみおおつ健康食育計画」を策定し、関係機関と連携しながら健康づくりに関する施策に取り組んできたところであるが、未病予防対策等の様々な健康課題を解決していくためには、市民一人ひとりが、自分にあった健康づくりに主体的に取り組む、ヘルスリテラシーを高めていくとともに、健康づくりを、市、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者の多様な主体の連携・協働により地域全体で支援し、推進していく気運の醸成が必要である。そのため、健康づくりの基本理念及び施策の推進のための基本的事項を明らかにし、「誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくり」の実現に寄与することを目的に、条例を制定するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 泉大津市健康づくり推進条例（案）

健康は、人が生涯にわたり、心豊かにいきいきと暮らし続けるための基本となるものであり、心身を健康に保ち、生活の質を高めることは、市民共通の願いである。

本市では、これまで市民の健康寿命の延伸を目的に、生活習慣病の予防や食生活等に対する具体的な目標を掲げた「いずみおおつ健康食育計画」を策定し、関係機関と連携しながら健康づくりに関する施策に取り組んできた。

しかし、近年、少子高齢化が急速に進展する中、要介護認定者数や医療費は増加傾向にあり、また、新たな感染症への対策等、今後より一層の健康づくりの推進が求められている。

このような中で、病気になる前の段階からの未病予防対策等の様々な健康課題を解決し、心身の健康状態を高めるためには、一人ひとりの健康状態が見える化し、ヘルスリテラシー（健康情報の活用力のことをいう。）を高め、食育の普及や現代医学、伝統医学等の多様な選択肢を提供し、市民が主体的に自分に合った健康づくりに取り組んでいくことが大切である。また、乳幼児から高齢者まで、ライフステージ等に応じた健康づくりを、市、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者の多様な主体の連携・協働により地域全体で支援し、推進していく気運の醸成が必要である。

ここに、健康づくりの基本理念及び施策の推進のための基本的事項を明らかにし、誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、健康づくりの推進に関する基本理念を定めるとともに、市民の健康づくりのための基本的な事項を定め、市の責務並びに市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者の役割を明らかにすることにより、市民が生涯にわたり、誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 市民が生涯にわたりすこやかにいきいきと暮らすことができるよう、その性別、年齢、心身の状態等に応じた健康の保持及び増進並びに未病への対応を図るための主体的な取組をいう。
- (2) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- (3) 地域活動団体 市内において活動を行う団体であって営利を目的としないものをいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 保健医療関係者 市内において保健医療サービスを提供する法人その他の団体及び個人をいう。

（基本理念）

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民の健康づくりは、市、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者が共に創ること。
- (2) 子どもから高齢者まで、全ての世代において市民一人ひとりが自らの健康に関心と理解を深め、心身の状態に合った健康づくりを選択し、自らの身体を整える力を育み、健康づくりに継続して取り組むこと。
- (3) 市、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者は、相互に連携を図りながら、市民一人ひとりが継続的に健康づくりを實踐できる環境の整備に協働して取り組むこと。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者の意見を反映させ、相互に連携するよう努めるものとする。
- 3 市は、市民の健康に関する現状等を調査し、及び分析するとともに、国及び府



の施策も参考にしながら、健康づくりの基本方針及び施策を明らかにしなければならない。

- 4 市は、市民の健康づくりに資する施策を含む計画を策定しようとするときは、この条例の趣旨を踏まえたものとなるようにしなければならない。
- 5 市は、市民一人ひとりの健康状態を見える化する環境を整備し、市民が自らの健康に関心と理解を深め、心身の状態に合った健康づくりを選択できるよう、学びの機会及び多様な選択肢の提供に努めるものとする。
- 6 市は、生涯を通じた心身の健康を支える食育及び持続可能な食を支える食育の推進に努めるものとする。
- 7 市は、健康づくりの気運の醸成及び市民が健康づくりに取り組みやすい環境の整備に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、この条例の基本理念に基づき、自らの身体は自らで整えるという意識を持ち、自らの健康に関心と理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民は、健康診査や健康状態が把握できる様々な機会等により、自らの健康状態を把握し、心身の状態やライフステージに応じた健康づくりに継続して取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民は、家庭、地域、教育機関等、職場等において行われる健康づくりの推進に関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第6条 教育機関等は、様々な健康づくりに資する活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、乳幼児、児童、生徒及び学生に対し、食育及び体育等の健康教育を通じて、心身ともに健康な身体づくりの推進に努めるものとする。

- 2 教育機関等は、市、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(地域活動団体の役割)

第7条 地域活動団体は、市民の健康づくりに資する活動に取り組むよう努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、市、教育機関等、事業者及び保健医療関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、当該事業者の行う事業に従事する者の健康診断、検診の受診等の促進その他の心身の健康に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、健康づくりに関する情報、技術及び活動の場の提供を行うとともに、市、教育機関等、地域活動団体及び保健医療関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第9条 保健医療関係者は、健康づくりの推進に必要な多様な保健医療サービスを市民が適切に受けられることができるよう努めるとともに、健康づくりに資する情報、人材及び活動機会の提供に協力するよう努めるものとする。

2 保健医療関係者は、市、教育機関等、地域活動団体及び事業者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(健康づくりの推進に関する計画の策定等)

第10条 市は、健康づくりの推進に関する施策を実施するため、市民の健康づくりに関する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市民の健康づくりの推進に関する基本方針

(2) 市民の健康づくりの推進に関する目標数値

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための必要な事項

3 市は、計画の策定に当たっては、市民をはじめとする関係者から広く意見を聴くものとする。

4 市は、計画を策定した時は、その内容を速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(推進委員会)

第11条 市民の健康づくりの推進に関し、必要な事項を調査審議するため、いずみおおつ健康食育計画推進委員会を置く。

(人材の育成及び活用)

第12条 市は、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者と協働して、健康づくりの推進を図るため、健康づくりに関する知識を有し、健康

づくりの活動に携わる者の育成及び活用に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

## 泉大津市健康づくり推進条例（案）要綱

健康は、人が生涯にわたり、心豊かにいきいきと暮らし続けるための基本となるものであり、心身を健康に保ち、生活の質を高めることは、市民共通の願いである。

本市では、これまで市民の健康寿命の延伸を目的に、生活習慣病の予防や食生活等に対する具体的な目標を掲げた「いずみおおつ健康食育計画」を策定し、関係機関と連携しながら健康づくりに関する施策に取り組んできた。

しかし、近年、少子高齢化が急速に進展する中、要介護認定者数や医療費は増加傾向にあり、また、新たな感染症への対策等、今後より一層の健康づくりの推進が求められている。

このような中で、病気になる前の段階からの未病予防対策等の様々な健康課題を解決し、心身の健康状態を高めるためには、一人ひとりの健康状態が見える化し、ヘルスリテラシー（健康情報の活用力のことをいう。）を高め、食育の普及や現代医学、伝統医学等の多様な選択肢を提供し、市民が主体的に自分に合った健康づくりに取り組んでいくことが大切である。また、乳幼児から高齢者まで、ライフステージ等に応じた健康づくりを、市、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者の多様な主体の連携・協働により地域全体で支援し、推進していく気運の醸成が必要である。

ここに、健康づくりの基本理念及び施策の推進のための基本的事項を明らかにし、誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指すことを決意し、この条例（案）を制定するものであること。

### 1 目的

この条例（案）は、健康づくりの推進に関する基本理念を定めるとともに、市民の健康づくりのための基本的な事項を定め、市の責務並びに市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者の役割を明らかにすることにより、市民が生涯にわたり、誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とするものであること。（第1条）

### 2 定義

この条例（案）において、次の(1)から(5)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(5)までに定めるところによるものであること。（第2条）

- (1) 健康づくり 市民が生涯にわたりすこやかにいきいきと暮らすことができるよう、その性別、年齢、心身の状態等に応じた健康の保持及び増進並びに未病への対応を図るための主体的な取組をいう。
- (2) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- (3) 地域活動団体 市内において活動を行う団体であって営利を目的としないものをいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 保健医療関係者 市内において保健医療サービスを提供する法人その他の団体及び個人をいう。

### 3 基本理念

健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものであること。（第3条）

- (1) 市民の健康づくりは、市、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者が共に創ること。
- (2) 子どもから高齢者まで、全ての世代において市民一人ひとりが自らの健康に関心と理解を深め、心身の状態に合った健康づくりを選択し、自らの身体を整える力を育み、健康づくりに継続して取り組むこと。
- (3) 市、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者は、相互に連携を図りながら、市民一人ひとりが継続的に健康づくりを實踐できる環境の整備に協働して取り組むこと。

### 4 市の責務

- (1) 市は、3の基本理念に基づき、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものであること。（第4条第1項）
- (2) 市は、(1)に規定する施策を実施するに当たっては、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者の意見を反映させ、相互に連携するよう努めるものであること。（第4条第2項）

- (3) 市は、市民の健康に関する現状等を調査し、及び分析するとともに、国及び府の施策も参考にしながら、健康づくりの基本方針及び施策を明らかにしなければならないものであること。（第4条第3項）
- (4) 市は、市民の健康づくりに資する施策を含む計画を策定しようとするときは、この条例（案）の趣旨を踏まえたものとなるようにしなければならないものであること。（第4条第4項）
- (5) 市は、市民一人ひとりの健康状態を見える化する環境を整備し、市民が自らの健康に関心と理解を深め、心身の状態に合った健康づくりを選択できるよう、学びの機会及び多様な選択肢の提供に努めるものであること。（第4条第5項）
- (6) 市は、生涯を通じた心身の健康を支える食育及び持続可能な食を支える食育の推進に努めるものであること。（第4条第6項）
- (7) 市は、健康づくりの気運の醸成及び市民が健康づくりに取り組みやすい環境の整備に努めるものであること。（第4条第7項）

## 5 市民の役割

- (1) 市民は、この条例（案）の基本理念に基づき、自らの身体は自らで整えるという意識を持ち、自らの健康に関心と理解を深めるよう努めるものであること。（第5条第1項）
- (2) 市民は、健康診査や健康状態が把握できる様々な機会等により、自らの健康状態を把握し、心身の状態やライフステージに応じた健康づくりに継続して取り組むよう努めるものであること。（第5条第2項）
- (3) 市民は、家庭、地域、教育機関等、職場等において行われる健康づくりの推進に関する活動に積極的に参加するよう努めるものであること。（第5条第3項）

## 6 教育機関等の役割

- (1) 教育機関等は、様々な健康づくりに資する活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、乳幼児、児童、生徒及び学生に対し、食育及び体育等の健康教育を通じて、心身ともに健康な身体づくりの推進に努めるものであること。（第6条第1項）
- (2) 教育機関等は、市、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものであること。（第6条

第2項)

## 7 地域活動団体の役割

- (1) 地域活動団体は、市民の健康づくりに資する活動に取り組むよう努めるものであること。(第7条第1項)
- (2) 地域活動団体は、市、教育機関等、事業者及び保健医療関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものであること。(第7条第2項)

## 8 事業者の役割

- (1) 事業者は、当該事業者の行う事業に従事する者の健康診断、検診の受診等の促進その他の心身の健康に配慮した職場環境の整備に努めるものであること。(第8条第1項)
- (2) 事業者は、健康づくりに関する情報、技術及び活動の場の提供を行うとともに、市、教育機関等、地域活動団体及び保健医療関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものであること。(第8条第2項)

## 9 保健医療関係者の役割

- (1) 保健医療関係者は、健康づくりの推進に必要な多様な保健医療サービスを市民が適切に受けることができるよう努めるとともに、健康づくりに資する情報、人材及び活動機会の提供に協力するよう努めるものであること。(第9条第1項)
- (2) 保健医療関係者は、市、教育機関等、地域活動団体及び事業者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものであること。(第9条第2項)

## 10 健康づくりの推進に関する計画の策定等

- (1) 市は、健康づくりの推進に関する施策を実施するため、市民の健康づくりに関する計画(以下「計画」という。)を策定するものであること。(第10条第1項)
- (2) 計画は、次に掲げる事項について定めるものであること。(第10条第2項)
  - ア 市民の健康づくりの推進に関する基本方針
  - イ 市民の健康づくりの推進に関する目標数値
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市民の健康づくりの推進に関する施策を総

合的かつ計画的に実施するための必要な事項

(3) 市は、計画の策定に当たっては、市民をはじめとする関係者から広く意見を聴くものであること。(第10条第3項)

(4) 市は、計画を策定した時は、その内容を速やかに公表するものであること。(第10条第4項)

(5) (3)及び(4)の規定は、計画の変更について準用するものであること。(第10条第5項)

#### 1.1 推進委員会

市民の健康づくりの推進に関し、必要な事項を調査審議するため、いずみおおつ健康食育計画推進委員会を置くものであること。(第11条)

#### 1.2 人材の育成及び活用

市は、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者と協働して、健康づくりの推進を図るため、健康づくりに関する知識を有し、健康づくりの活動に携わる者の育成及び活用に努めるものであること。(第12条)

#### 1.3 委任

この条例(案)の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものであること。(第13条)

#### 1.4 施行期日

この条例(案)は、令和5年4月1日から施行するものであること。



議案第 56 号

## 泉大津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定 の件

泉大津市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 7 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの流通及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）が改正され、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等において、それぞれ異なっていた個人情報保護制度の体系が法に一元化されることに伴い、法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 泉大津市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び病院事業管理者をいう。

（個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公表）

第3条 実施機関は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数以上個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第20条第2項に規定する数未満の個人情報ファイルについて、法第75条の規定の例により、個人情報ファイルに係る帳簿（法第75条第5項に規定する帳簿をいう。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 要配慮個人情報又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号が含まれる場合 1人

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 100人

（手数料等）

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

（開示決定を受けていない保有個人情報に係る訂正請求等）

第5条 何人も、法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、法の定めるところにより、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求をすることができる。
- 3 法第90条第3項の規定は、第1項の規定による訂正の請求については、適用しない。
- 4 第1項の規定による訂正の請求に対し、当該訂正の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正の請求を拒否することができる。

(開示決定を受けていない保有個人情報に係る利用停止請求等)

第6条 何人も、法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当すると思料するときは、法の定めるところにより、当該保有個人情報の利用停止を請求することができる。

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。
- 3 法第98条第3項の規定は、第1項の規定による利用停止の請求については、適用しない。
- 4 第1項の規定による利用停止の請求に対し、当該利用停止の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該利用停止の請求を拒否することができる。

(審査会への諮問)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、泉大津市個人情報保護審査会条例（令和4年泉大津市条例第 号）第1条に規定する泉大津市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(泉大津市個人情報保護条例の廃止)

第2条 泉大津市個人情報保護条例（平成10年泉大津市条例第11号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の泉大津市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第14条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第15条第1項、同条第2項若しくは第3項（これらの規定を旧条例第23条第3項及び第23条の2第3項において準用する場合を含む。）、第23条第1項若しくは第23条の2第1項の規定による請求又は旧条例第27条第1項若しくは同条第3項において準用する旧条例第15条第2項及び第3項の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに是正の申出については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により旧条例第33条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する審査会（以下「旧審査会」という。）に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第33条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第9号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第8号に規定する公文書に記録された旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、泉大津市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（泉大津市情報公開条例の一部改正）

第5条 泉大津市情報公開条例（平成10年泉大津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「起算して15日」を「30日」に改め、同条第2項中「起算して」を削る。

第12条中「起算して」を削る。

（泉大津市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 前条の規定による改正後の泉大津市情報公開条例の規定は、施行日以後にされた公開の請求について適用し、施行日前にされた公開の請求については、な

お従前の例による。

(参 考)

## 泉大津市個人情報保護に関する法律施行条例（案） 要綱

本条例（案）は、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの流通及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正され、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等において、それぞれ異なっていた個人情報保護制度の体系が法に一元化されることに伴い、法の施行に関し必要な事項を定めるものであること。

### 1 趣旨

この条例（案）は、法の施行に関し必要な事項を定めるものであること。（第1条）

### 2 定義

- (1) この条例（案）において使用する用語は、法において使用する用語の例によるものであること。（第2条第1項）
- (2) この条例（案）において「実施機関」とは、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び病院事業管理者をいうものであること。（第2条第2項）

### 3 個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公表

実施機関は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める数以上個人情報の保護に関する法律施行令第20条第2項に規定する数未満の個人情報ファイルについて、法第75条の規定の例により、個人情報ファイルに係る帳簿（法第75条第5項に規定する帳簿をいう。）を作成し、公表しなければならないものであること。（第3条）

- (1) 要配慮個人情報又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号が含まれる場合 1人
- (2) (1)に掲げる場合以外の場合 100人

### 4 手数料等



(1) 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とするものであること。(第4条第1項)

(2) 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならないものであること。(第4条第2項)

#### 5 開示決定を受けていない保有個人情報に係る訂正請求等

(1) 何人も、法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、法の定めるところにより、当該保有個人情報の訂正を請求することができるものであること。(第5条第1項)

(2) 代理人は、本人に代わって(1)の訂正の請求をすることができるものであること。(第5条第2項)

(3) 法第90条第3項の規定は、(1)の訂正の請求については、適用しないものであること。(第5条第3項)

(4) (1)の訂正の請求に対し、当該訂正の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正の請求を拒否することができるものであること。(第5条第4項)

#### 6 開示決定を受けていない保有個人情報に係る利用停止請求等

(1) 何人も、法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当すると思料するときは、法の定めるところにより、当該保有個人情報の利用停止を請求することができるものであること。(第6条第1項)

(2) 代理人は、本人に代わって(1)の利用停止の請求をすることができるものであること。(第6条第2項)

(3) 法第98条第3項の規定は、(1)の利用停止の請求については、適用しないものであること。(第6条第3項)

(4) (1)の規定による利用停止の請求に対し、当該利用停止の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該利用

停止の請求を拒否することができるものであること。（第6条第4項）

## 7 審査会への諮問

実施機関は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、泉大津市個人情報保護審査会条例に規定する泉大津市個人情報保護審査会に諮問することができるものであること。（第7条）

- (1) この条例（案）の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

## 8 運用状況の公表

市長は、毎年1回、個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するものであること。（第8条）

## 9 委任

この条例（案）に定めるもののほか、この条例（案）の実施のため必要な事項は、規則で定めるものであること。（第9条）

## 10 附則に関する事項

### (1) 施行期日

この条例（案）は、令和5年4月1日から施行するものであること。（附則第1条）

### (2) 泉大津市個人情報保護条例の廃止

泉大津市個人情報保護条例は、廃止するものであること。（附則第2条）

### (3) 経過措置

ア 次の(ア)及び(イ)に掲げる者に係る(2)による廃止前の泉大津市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第14条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例（案）の施行後も、なお従前の例によるものであること。（附則第3条第1項）

(ア) この条例（案）の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関

(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例(案)の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例(案)の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(イ) この条例(案)の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

イ この条例(案)の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第15条第1項、同条第2項若しくは第3項(これらの規定を旧条例第23条第3項及び第23条の2第3項において準用する場合を含む。)、第23条第1項若しくは第23条の2第1項の規定による請求又は旧条例第27条第1項若しくは同条第3項において準用する旧条例第15条第2項及び第3項の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに是正の申出については、なお従前の例によるものであること。(附則第3条第2項)

ウ 施行日前に旧条例の規定により旧条例第33条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する審査会(以下「旧審査会」という。)に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例によるものであること。(附則第3条第3項)

エ この条例(案)の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第33条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例(案)の施行後も、なお従前の例によるものであること。(附則第3条第4項)

オ 次の(ア)及び(イ)に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例(案)の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第9号アに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例(案)の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものであること。(附則第3条第5項)

(ア) この条例(案)の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例(案)の施行前において旧実施機関の職員であった者

(イ) アの(イ)に掲げる者

カ オの(ア)及び(イ)に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例（案）の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第8号に規定する公文書に記録された旧個人情報をおの条例（案）の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものであること。（附則第3条第6項）

キ オ及びカは、泉大津市外においてこれらの罪を犯した者にも適用するものであること。（附則第3条第7項）

ク (2)により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例によるものであること。（附則第4条）

(4) 泉大津市情報公開条例の一部改正

泉大津市情報公開条例の一部を次のように改正するものであること。（附則第5条）

第11条第1項中「起算して15日」を「30日」に改め、同条第2項中「起算して」を削る。

第12条中「起算して」を削る。

(5) 泉大津市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置

(4)による改正後の泉大津市情報公開条例の規定は、施行日以後にされた公開の請求について適用し、施行日前にされた公開の請求については、なお従前の例によるものであること。（附則第6条）

議案第 57 号

## 泉大津市個人情報保護審査会条例制定の件

泉大津市個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 7 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの流通及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）が改正され、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等において、それぞれ異なっていた個人情報保護制度の体系が法に一元化されることに伴い、本市の個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、本条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 泉大津市個人情報保護審査会条例（案）

（設置）

第1条 個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、泉大津市個人情報保護審査会を置く。

（所掌事務）

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 泉大津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年泉大津市条例第号。以下「法施行条例」という。）第7条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、個人情報の保護に関する事項に関し、実施機関（法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審査会は、5人以内の委員で組織する。

（委員）

第4条 審査会の委員は、個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 審査会の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

3 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（意見の聴取等）

第5条 審査会は、その権限を行使するため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他の関係人の出席を求め、これらの者の意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し、資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に、法施行条例附則第2条の規定による廃止前の泉大津市個人情報保護条例（平成10年泉大津市条例第11号）第33条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する審査会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第4条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

3 市長は、施行日前においても、第4条第1項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。



(参 考)

## 泉大津市個人情報保護審査会条例（案）要綱

本条例（案）は、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの流通及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正され、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等において、それぞれ異なっていた個人情報保護制度の体系が法に一元化されることに伴い、本市の個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、制定するものであること。

### 1 設置

個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、泉大津市個人情報保護審査会を置くものであること。（第1条）

### 2 所掌事務

(1) 審査会の所掌事務は、次のア及びイのとおりとするものであること。（第2条第1項）

ア 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

イ 泉大津市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）第7条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(2) 審査会は、個人情報の保護に関する事項に関し、実施機関（法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に意見を述べることができるものであること。（第2条第2項）

### 3 組織

審査会は、5人以内の委員で組織するものであること。（第3条）

### 4 委員

(1) 審査会の委員は、個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱するものであること。（第4条第1項）

(2) 審査会の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするものであること。ただし再任を妨げないものであること。（第4条第2項）

(3) 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものであること。  
その職を退いた後も、また、同様とするものであること。(第4条第3項)

## 5 意見の聴取等

審査会は、その権限を行使するため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他の関係人の出席を求め、これらの者の意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し、資料の提出を求めることができるものであること。  
(第5条)

## 6 委任

この条例(案)に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定めるものであること。(第6条)

## 7 附則に関する事項

### (1) 施行期日

この条例(案)は、令和5年4月1日から施行するものであること。ただし、  
(2)のイは、公布の日から施行するものであること。(附則第1項)

### (2) 経過措置

ア この条例(案)の施行の際現に、法施行条例附則第2条の規定による廃止前の泉大津市個人情報保護条例第33条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する審査会の委員である者は、この条例(案)の施行の日(以下「施行日」という。)に、4の(1)の委嘱を受けたものとみなすものであること。  
(附則第2項)

イ 市長は、施行日前においても、4の(1)の例により、審査会の委員の委嘱をすることができるものであること。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において4の(1)の委嘱を受けたものとみなすものであること。  
(附則第3項)

議案第 58 号

## 職員の定年等に関する条例の一部改正の件

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行により、地方公務員の定年が 60 歳から 65 歳まで 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられること等に伴い、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の定年等に関する条例（昭和59年泉大津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

### 附則

#### 第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年

退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

第4条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉大津市条例第14号）第32条第1項に規定する職員が占める職

- (2) 泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年泉大津市条例第5号）第4条に規定する職
- (3) 泉大津市立幼稚園に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例（平成23年泉大津市条例第19号）第6条第1項に規定する職
- (4) 泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年泉大津市条例第24号）第4条に規定する職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢



別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

## 第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年泉大津市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限

(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同

じ。) (施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。) に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあ

る者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。



(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限

る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(参 考)

## 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 (案) 要綱

本条例(案)は、地方公務員法の一部を改正する法律(以下「法」という。)の施行により、地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられること等に伴い、所要の改正を行うものであること。

### 1 定年の段階的引き上げ

次の表のとおり、本市職員の定年を、医師を除き、60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げるものであること。(第3条、附則第3項及び附則第4項関係)

期 間	定 年
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳
令和13年4月1日から	65歳

### 2 管理監督職勤務上限年齢制

- (1) 法の施行による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢を、医師及び歯科医師が占める職を除き、60歳とするものであること。
- (2) 管理監督職の職員で管理監督職勤務上限年齢に達している者を、管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間(以下「異動期間」という。)に管理監督職以外の職等に異動させるものであること。
- (3) 管理監督職勤務上限年齢に達している者は、異動期間の末日以後、新たに管理監督職に就けることができないとするものであること。
- (4) 管理監督職勤務上限年齢制は、任期付職員等、任期を定めて任用される職員には適用しないものであること。

(5) 管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例について、職務の遂行上の特別の事情がある場合及び職務の特殊性によりそのポストの欠員の補充が困難である場合等においては、当該職員の同意を得たうえで、1年単位で最長3年間、もともと就いていた管理監督職に引き続き留任させることができるとするものであること。

(6) 特定の管理監督職群に属する管理監督職の職員については、定年退職日まで最長5年間、当該職員の同意を得たうえで、もともと就いていた管理監督職に引き続き留任させる、又は、同一の管理監督職群に属する他の管理監督職に降任若しくは転任させることができるとするものであること。

(第6条から第11条まで関係)

### 3 定年前再任用短時間勤務制

(1) 60歳以後に退職した職員（市が加入する一部事務組合及び広域連合（以下「組合」という。）の職員を含む。）について、当該職員の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができるとするものであること。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員の任期は、常勤職員の定年退職日に当たる日までとするものであること。

(第12条及び第13条関係)

### 4 情報提供・意思確認制度

職員が60歳に達する年度の前年度に、当該職員に対して、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳に達した日の翌日以後の勤務の意思を確認するよう努めるものであること。（附則第5項関係）

### 5 委任

条例の実施に関し必要な事項は、規則で定めるものであること。（第14条関係）

### 6 その他所要の規定の整備を行うものであること。

### 7 附則に関する事項

#### (1) 施行期日

この条例（案）は、令和5年4月1日から施行するものであること。ただし、(7)は、公布の日から施行するものであること。（附則第1条）

#### (2) 勤務延長に関する経過措置

現行制度における勤務延長が適用されている職員については、この条例（案）

の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）に基づき、勤務延長の期限を1年単位ですでに延長された期間を含み最長3年間、延長することができるとするものであること。（附則第2条）

(3) 定年退職者等の再任用に関する経過措置（暫定再任用）

ア 施行日以前退職者

次の(ア)から(エ)に掲げる者のうち、65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る現行の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）に基づく定年に達している者（組合の職員を含む。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができるとするものであること。

(ア) 施行日前に定年退職した者

(イ) 旧条例等の規定により勤務延長された後退職した者

(ウ) 25年以上勤続して退職した者であって、退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(エ) 25年以上勤続して退職した者であって、退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に暫定再任用又は改正前の地方公務員法の規定による再任用をされたことがあるもの

イ 施行日以後退職者

令和14年3月31日までの間、次の(ア)から(カ)に掲げる者のうち、特定年齢である65歳到達年度の末日までの間にある者であって、採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者（組合の職員を含む。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができるとするものであること。

(ア) 施行日以後に定年退職した者

(イ) 施行日以後に勤務延長された後退職した者

(ウ) 施行日以後に定年前再任用短時間勤務職員としての任期を満了して退職

した者

(エ) 施行日以後に組合において定年前再任用短時間勤務職員としての任期を満了して退職した者

(オ) 25年以上勤続して退職した者であって、退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(カ) 25年以上勤続して退職した者であって、退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に暫定再任用をされたことがあるもの

ウ ア及びイに掲げる者に係る任期の更新

ア及びイに掲げる者に係る任期は、特定年齢到達年度の末日以前であれば1年を超えない範囲内で更新することができるとするものであること。また、任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならないとするものであること。

(附則第3条及び附則第4条)

(4) 定年退職者等の再任用に関する経過措置（暫定再任用短時間）

(3)のア及びイに掲げる者を短時間勤務の職に採用することができるとするものであること。（附則第5条及び附則第6条）

(5) 施行日以後に新たに設置された職等の取扱い

(3)及び(4)の取扱いは、施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職等についても同様とするものであること。

(附則第7条から附則第9条まで)

(6) 定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置

定年引き上げが完成する令和13年4月1日までの間、定年前再任用短時間勤務職員から暫定再任用職員への接続について経過措置を設けるものであること。（附則第10条）

(7) 法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢

法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、60歳とするものであること。（附則第11条）

## 職員の定年等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>（定年）</p> <p>第3条 前条の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定年）</p> <p>第3条 前条の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、医師の定年については、年齢65年とする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）</u></p> <p><u>（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して</u></p>	<p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>



改 正 案	現 行
<p><u>3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員</u>の退職により<u>生ずる欠員</u>を容易に補充することができ<u>ず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員</u>の退職による欠員を容易に補充することができ<u>ず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由</u>が引き続き<u>ある</u>と認めるときは、<u>これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内</u>で期限を延長することができる。ただし、<u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の</u></p>	<p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>(2) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由</u>が引き続き<u>存する</u>と認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p><u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。</u></p> <p><u>(1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉大津市条例第1</u></p>	<p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>4号) 第32条第1項に規定する職員が占める職</u></p> <p><u>(2) 泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年泉大津市条例第5号）第4条に規定する職</u></p> <p><u>(3) 泉大津市立幼稚園に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例（平成23年泉大津市条例第19号）第6条第1項に規定する職</u></p> <p><u>(4) 泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年泉大津市条例第24号）第4条に規定する職</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p><u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u></p> <p><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする</u>こと。</p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする</u>こと。</p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする</u>場</p>	

改 正 案	現 行
<p>合には、<u>第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする</u>こと。</p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p><u>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>年齢に達した職員を除く。) の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</p> <p>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員</p>	



改 正 案	現 行
<p> <u>について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u>  <u>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</u>  <u>第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u>  <u>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u>  <u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u>  <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u>  <u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u>  <u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用</u> </p>	

改 正 案	現 行
<p> <u>される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u> </p> <p> <u>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一</u> </p>	

改 正 案	現 行								
<p><u>部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 雑則</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1及び2 (略)</p> <p><u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p><u>3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="231 1512 774 1982"> <tbody> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </tbody> </table>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1及び2 (略)</p>
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

改 正 案	現 行				
<p>4 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年泉大津市条例第__号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="231 1093 770 1211"> <tr> <td data-bbox="231 1093 657 1167">令和5年4月1日から令和</td> <td data-bbox="657 1093 770 1167">65年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1167 657 1211">13年3月31日まで</td> <td data-bbox="657 1167 770 1211"></td> </tr> </table> <p><u>（情報の提供及び勤務の意思の確認）</u></p> <p>5 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の</u></p>	令和5年4月1日から令和	65年	13年3月31日まで		
令和5年4月1日から令和	65年				
13年3月31日まで					

改 正 案	現 行
<p><u>確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）</u>にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>	



議案第 59 号

## 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 7 日 提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行により、地方公務員の定年が 60 歳から 65 歳まで 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられること等に伴い、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。





## 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例（案）

（泉大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第1条 泉大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年泉大津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（泉大津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 泉大津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年泉大津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を、「報酬の額」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年泉大津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第4条 泉大津市職員の勤務時間等に関する条例（平成7年泉大津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を

「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(泉大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 泉大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年泉大津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第8条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(泉大津市職員旅費条例の一部改正)

第6条 泉大津市職員旅費条例（昭和38年泉大津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉大津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、泉大津市職員の勤

勤務時間等に関する条例（平成7年泉大津市条例第15号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第13条の2及び第13条の3を削る。

第20条の3第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第21条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第24条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「常勤の再任用職員及び」を削る。

第32条第2項中「月額はその職務にある職員に支給する給料月額の100分の20以内」を「額は、月額100,000円以内」に改める。

第34条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第35条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「その者」を「当該職員」に改める。

第35条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第19条」の前に「第8条から第11条まで、第13条第1項から第6項まで、」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

1 6 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第18項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の等級並びに第8条及び第13条第2項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

1 7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年泉大津市条例第23号）第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

1 8 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第20項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第16項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第16項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1 9 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額

との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第16項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第18項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第18項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第16項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第16項から前項までに定めるもののほか、附則第16項の規定による給料月額、附則第18項の規定による給料その他附則第16項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2再任用以外の職員の項中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
短時間 勤務職 員	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 289,700	円 315,100	円 356,800

（泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第8条 泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年泉大津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条第8項中「第4項」を「第5項」に改める。

第22条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年泉大津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第23条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(泉大津市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第10条 泉大津市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年泉大津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1号を加える。

(11) 職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第23号）

(泉大津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第11条 泉大津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年泉大津市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

3 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉大津市条例第14号）附則第16項の規定に基づく措置及び規則その他の規定に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

4 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 職員の再任用に関する条例（平成13年泉大津市条例第1号）は、廃止

する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第3条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

(泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の規定を適用する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第7条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第7条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、泉大津市職員の勤務時間等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第20条の3第2項、第21条第2項及び第3項、第24条の規定を適用する。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第34条第3項の規定を適用する。

5 新給与条例第35条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則



第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

6 一般職の職員の給与に関する条例第8条から第11条まで、第13条第2項から第6項まで、第19条、第20条及び第20条の4並びに新給与条例第13条第1項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

7 新給与条例附則第16項から第22項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第8条及び第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第8条及び第18条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(参 考)

## 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）要綱

本条例（案）は、地方公務員法の一部を改正する法律（以下「法」という。）の施行により、地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられること等に伴い、所要の改正を行うものであること。

### 1 泉大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

法の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の根拠規定の条ずれを修正するものであること。（第1条の規定による第3条関係）

### 2 泉大津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

懲戒による減給の処分をする場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとするものであること。（第2条の規定による第3条関係）

### 3 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

公益的法人等へ派遣することができない職員に、職員の定年等に関する条例（昭和59年泉大津市条例第23号）第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加するものであること。（第3条の規定による第2条第2項関係）

### 4 泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正

法の施行により、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、地方公務員法の根拠規定の条ずれ及び文言の修正を行うものであること。（第4条の規定による第2条第2項、第3条、第4条第2項及び第12条第1項関係）

### 5 泉大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(1) 育児休業をすることができない職員に、職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加するものであること。（第5条の規定による第2条関係）

(2) 法の施行により、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、地方公務員法の根拠規定の条ずれ及び文言の修正を行うものであること。(第5条の規定による第8条及び第9条第1項関係)

6 泉大津市職員旅費条例の一部改正

法の施行による地方公務員法の根拠規定の条ずれを修正するものであること。  
(第6条の規定による第1条関係)

7 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 法の施行により、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、定年前再任用短時間勤務職員について、現行の再任用制度と同様の給与体系となるよう整理するものであること。(第7条の規定による第13条第7項、第13条の2及び第13条の3関係)

(2) 法の施行により、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、文言の修正を行うものであること。(第7条の規定による第20条の3第2項、第21条、第24条、第34条第3項及び第35条第2項関係)

(3) 管理職手当の上限を、その職務にある職員に支給する給料月額 $100$ 分の $20$ 以内から、月額 $100,000$ 円以内とするものであること。(第7条の規定による第32条第2項関係)

(4) 定年前再任用短時間勤務職員に対して、初任給、昇格及び昇給の規定は適用しないこととするものであること。(第7条の規定による第35条の2関係)

(5) 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が $60$ 歳に達した日後における最初の $4$ 月 $1$ 日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に $100$ 分の $70$ を乗じて得た額とするものであること。(第7条の規定による附則第16項関係)

(6) (5)の規定は、次のアからウについては適用しないものであること。(第7条の規定による附則第17項関係)

ア 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

イ 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務

員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

ウ 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において(5)の規定が適用されていた職員を除く。）

- (7) 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下(7)及び(9)において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に(5)の規定により当該職員の受ける給料月額（以下(7)において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下(7)において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、(5)の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額（以下(8)において「管理監督職勤務上限年齢調整額」という。）を給料として支給するものであること。（第7条の規定による附則第18項関係）
- (8) 職員の受ける給料月額と管理監督職勤務上限年齢調整額の合計が、当該職員が属する職務の級における最高号給の給料月額を超える場合は、当該最高号給の給料月額から当該職員の受ける給料月額を減じた額を管理監督職勤務上限年齢調整額とするものであること。（第7条の規定による附則第19項関係）
- (9) 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（(5)の適用を受ける職員に限り、(7)に規定する職員を除く。）であって、(7)の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、(7)及び(8)の規定に準じて算出した額を給料として支給するものであること。（第7条の規定による附則第20項関係）
- (10) (7)又は(9)による給料を支給される職員以外の(5)の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則

で定めるところにより、(7)から(9)の規定に準じて算出した額を給料として支給するものであること。(第7条の規定による附則第21項関係)

(11) (5)から(10)までに定めるもののほか、(5)の規定による給料月額、(7)の規定による給料その他(5)から(10)までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであること。(第7条の規定による附則第22項関係)

(12) 給料表の項目について、法の施行により現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、文言の修正を行うものであること。(第7条の規定による別表第2関係)

#### 8 泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

法の施行により、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、地方公務員法の根拠規定の条ずれ及び文言の修正を行うものであること。(第8条の規定による第2条第1項及び第22条関係)

#### 9 泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

法の施行により、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、地方公務員法の根拠規定の条ずれ及び文言の修正を行うものであること。(第9条の規定による第2条第1項及び第23条関係)

#### 10 泉大津市水道事業の設置等に関する条例の一部改正

水道企業職員に準用する条例に、職員の定年等に関する条例を加えるものであること。(第10条の規定による第11条関係)

#### 11 泉大津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

(1) 7(5)の規定に基づく措置等による降給は、地方公務員法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とするものであること。(第11条の規定による附則第3項関係)

(2) (1)に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとするものであること。(第11条の規定による附則第4項関係)

#### 12 その他所要の規定の整備を行うものであること。

#### 13 附則に関する事項

##### (1) 施行期日

この条例(案)は、令和5年4月1日から施行するものであること。(附則第

1 条)

(2) 定義

この条例（案）における用語の意義を定義するものであること。（附則第 2 条）

(3) 暫定再任用職員にかかる経過措置

定年引上げが完成する令和 13 年 3 月 31 日までの間採用することができる暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の取扱いについて、経過措置として整理するものであること。（附則第 3 条から附則第 7 条まで）

## 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

### 第1 泉大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>

### 第2 泉大津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下の<u>期間、その発令の日</u>に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員につい</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、泉大津市会計年度任用職</p>

改 正 案	現 行
<p>ては、泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年泉大津市条例第9号）第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額。<u>以下同じ。</u>）の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年泉大津市条例第9号）第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

第3 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
<p>（職員の派遣） 第2条（略） 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員  (2)（略）</p>	<p>（職員の派遣） 第2条（略） 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員<u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）</u>  (2)（略）</p>



改 正 案	現 行
<p>(3) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(任命権者が特別の理由があると認める職員を除く。)</u></p>	<p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(任命権者が特別の理由があると認める職員を除く。)</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>(5) <u>職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p>	<p>(5) (略)</p>
<p>(6) 3 (略)</p>	<p>(5) (略) 3 (略)</p>

第4 泉大津市職員の勤務時間等に関する条例新旧対照表(第4条関係)

改 正 案	現 行
<p>(1週間の勤務時間) 第2条 (略) 2 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内</p>	<p>(1週間の勤務時間) 第2条 (略) 2 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定</p>

改 正 案	現 行
<p>で、任命権者が定める。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日 (勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき規則で定める勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める</p>	<p>める。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日 (勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき規則で定める勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める</p>

改 正 案	現 行
<p>場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該機関の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号から第3号までに掲げる職員以外の職員 20日（<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日</p>	<p>場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該機関の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号から第3号までに掲げる職員以外の職員 20日（<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p>

改 正 案	現 行
数) (2)及び(3) (略) 2 及び 3 (略)	(2)及び(3) (略) 2 及び 3 (略)

第 5 泉大津市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第 5 条関係）

改 正 案	現 行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 職員の定年等に関する条例第 9 条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 8 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 8 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの</p>

改 正 案	現 行
<p>勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業）</p> <p>第9条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業）</p> <p>第9条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 （略）</p>

## 第6 泉大津市職員旅費条例新旧対照表（第6条関係）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、公務のために旅</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、公務のために旅</p>

改 正 案	現 行
<p>行する職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）及び職員以外の者に対して、支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>行する職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）及び職員以外の者に対して、支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

#### 第7 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第7条関係）

改 正 案	現 行
<p>(昇給) 第13条 職員の昇給は、市長が定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。 2～6 (略) 7 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該定年前再任用短</p>	<p>(昇給) 第13条 職員の昇給は、市長が定める日に、同日前1年間における<u>その者の勤務成績</u>に応じて、行うものとする。 2～6 (略) 7 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の等級に応じた額とする。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、泉大津市職員の勤務時間等に関する条例（平成7年泉大津市条例第15号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（通勤手当）</p> <p>第20条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用し</p>	<p><u>第13条の2 削除</u>  <u>（再任用短時間勤務職員の給料月額）</u></p> <p><u>第13条の3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第13条第7項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、泉大津市職員の勤務時間等に関する条例（平成7年泉大津市条例第15号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（通勤手当）</p> <p>第20条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用し</p>

改 正 案	現 行
<p>て、その運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自転車等市長の認める交通の用具（以下この条において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が別に定め</p>	<p>て、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自転車等市長の認める交通の用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が別に定め</p>



改 正 案	現 行
<p>るところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年泉大津市条例第1号）第4条の規定に</p>	<p>るところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年泉大津市条例第1号）第4条の規定により任</p>

改 正 案	現 行
<p>より任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に市長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス （略）</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 （略）</p> <p>（時間外勤務手当）</p> <p>第21条 正規の勤務時間以外に勤務</p>	<p>期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に市長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス （略）</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 （略）</p> <p>（時間外勤務手当）</p> <p>第21条 正規の勤務時間以外に勤務</p>

改 正 案	現 行
<p>することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が別に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p>	<p>することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が別に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のう</p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のう</p>

改 正 案	現 行
<p>ち任命権者が定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175)から第1項に規定する市長が別に定める割合(その時</p>	<p>ち任命権者が定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項(<u>第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175)から第1項に規定する市長が別に定める割合(その時</p>

改 正 案	現 行
<p>時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である<u>場合には</u>、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第 24 条 前 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1.2 を乗じ、その額を 1 週間の勤務時間に 5.2 を乗じたもので除した額 (<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあっては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条及び第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員の勤務 1 時間当たりの給与額を考慮して別に定める額) とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第 32 条 管理職手当は、職員のうち管理又は監督の地位にある者に支給する。</p> <p>2 管理職手当の額は、<u>月額 100,000 円以内</u>とする。</p>	<p>時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である<u>場合は</u>、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第 24 条 前 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1.2 を乗じ、その額を 1 週間の勤務時間に 5.2 を乗じたもので除した額 (<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあっては、<u>常勤の再任用職員及び一般職の任期付職員</u>の採用等に関する条例第 2 条及び第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員の勤務 1 時間当たりの給与額を考慮して別に定める額) とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第 32 条 管理職手当は、職員のうち管理又は監督の地位にある者に支給する。</p> <p>2 管理職手当の月額は<u>その職務にある職員に支給する給料月額</u>の 100 分の 20 以内とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>3 及び 4 (略) (期末手当)</p> <p>第 3 4 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 1 0 0 分の 1 2 0 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 6 7 . 5」とする。</p> <p>4 及び 5 (略) (勤勉手当)</p> <p>第 3 5 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日 (以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同</p>	<p>3 及び 4 (略) (期末手当)</p> <p>第 3 4 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 1 0 0 分の 1 2 0 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 6 7 . 5」とする。</p> <p>4 及び 5 (略) (勤勉手当)</p> <p>第 3 5 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日 (以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様と</p>

改 正 案	現 行
<p>様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項の場合は第1項の規定による期間における職員の勤務期間による割合と<u>当該職員</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果による割合とを考慮して定める。</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第35条の2 <u>第8条から第11条ま</u></p>	<p>する。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項の場合は第1項の規定による期間における職員の勤務期間による割合と<u>その者</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果による割合とを考慮して定める。</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第35条の2 第19条、第20条及</p>



改 正 案	現 行
<p><u>で、第13条第1項から第6項まで、第19条、第20条及び第20条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～15 (略)</p> <p><u>16 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第18項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の等級並びに第8条及び第13条第2項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p> <p><u>17 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>職員の定年等に関する条例(昭和59年泉大津市条例第23号)</u></p>	<p><u>び第20条の4の規定は、再任用職員には適用しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～15 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p><u>(3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p><u>18 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第20項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p><u>19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p><u>20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第16項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第18項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必</u></p>	

改 正 案	現 案 行																																						
<p>要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>21 附則第18項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第16項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>22 附則第16項から前項までに定めるもののほか、附則第16項の規定による給料月額、附則第18項の規定による給料その他附則第16項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第2（第7条関係） 行政職給料表</p> <table border="1" data-bbox="225 1688 785 1993"> <tr> <td rowspan="2">職 員 の 区 分</td> <td>職務の 等級</td> <td>1等 級</td> <td>2等 級</td> <td>3等 級</td> <td>4等 級</td> <td>5等 級</td> <td>6等 級</td> <td>7等 級</td> <td>8等 級</td> </tr> <tr> <td>号</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> </tr> </table>	職 員 の 区 分	職務の 等級	1等 級	2等 級	3等 級	4等 級	5等 級	6等 級	7等 級	8等 級	号	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	<p>別表第2（第7条関係） 行政職給料表</p> <table border="1" data-bbox="831 1688 1391 1993"> <tr> <td rowspan="2">職 員 の 区 分</td> <td>職務の 等級</td> <td>1等 級</td> <td>2等 級</td> <td>3等 級</td> <td>4等 級</td> <td>5等 級</td> <td>6等 級</td> <td>7等 級</td> <td>8等 級</td> </tr> <tr> <td>号</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> </tr> </table>	職 員 の 区 分	職務の 等級	1等 級	2等 級	3等 級	4等 級	5等 級	6等 級	7等 級	8等 級	号	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
職 員 の 区 分		職務の 等級	1等 級	2等 級	3等 級	4等 級	5等 級	6等 級	7等 級	8等 級																													
	号	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額																														
職 員 の 区 分	職務の 等級	1等 級	2等 級	3等 級	4等 級	5等 級	6等 級	7等 級	8等 級																														
	号	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額																														

改 正 案									現 行								
定年	(略)																
前再																	
任用																	
短時																	
間勤																	
務職																	
員以																	
外の																	
職員																	
定年	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	再任	$\frac{1}{8}$	$\frac{2}{1}$	$\frac{2}{5}$	$\frac{2}{7}$	$\frac{2}{8}$	$\frac{2}{8}$	$\frac{3}{1}$	$\frac{3}{5}$
前再	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	用職	$\frac{7}{0}$	$\frac{2}{0}$	$\frac{2}{0}$	$\frac{6}{0}$	$\frac{7}{0}$	$\frac{7}{0}$	$\frac{1}{0}$	$\frac{8}{0}$
任用	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	員	$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$
短時	円	円	円	円	円	円	円	円									
間勤	$\frac{1}{8}$	$\frac{2}{1}$	$\frac{2}{5}$	$\frac{2}{7}$	$\frac{2}{8}$	$\frac{2}{8}$	$\frac{3}{1}$	$\frac{3}{5}$									
務職	$\frac{7}{0}$	$\frac{2}{0}$	$\frac{2}{0}$	$\frac{6}{0}$	$\frac{7}{0}$	$\frac{7}{0}$	$\frac{1}{0}$	$\frac{8}{0}$									
員	$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$									

第 8 泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第 8 条関係）

改 正 案	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 水道企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 22 条の 4 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 水道企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 28 条の 5 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を</p>

改 正 案	現 行
<p>占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3（略） （退職手当）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 前3項に定めるもののほか、<u>第5項</u>又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で市長が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外）</p> <p>第22条 第5条、第8条及び第17条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3（略） （退職手当）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 前3項に定めるもののほか、<u>第4項</u>又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で市長が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>（<u>再任用職員</u>についての適用除外）</p> <p>第22条 第5条、第8条及び第17条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>

第9 泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第9条関係）

改 正 案	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外）</p> <p>第23条 第5条、第8条及び第18条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>又は<u>第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（<u>再任用職員</u>についての適用除外）</p> <p>第23条 第5条、第8条及び第18条の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項</u>、<u>第28条の5第1項</u>又は<u>第28条の6第1項</u>若しくは<u>第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>

第10 泉大津市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第10条関係）

改 正 案	現 行
<p>(準用条例)</p> <p>第11条 この条例において特別の定めのない事項については当分の間次の条例を準用する。</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p><u>(11) 職員の定年等に関する条例</u>（昭</p>	<p>(準用条例)</p> <p>第11条 この条例において特別の定めのない事項については当分の間次の条例を準用する。</p> <p>(1)～(10) （略）</p>

改 正 案	現 案 行
<u>和59年条例第23号)</u>	

第11 泉大津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧  
対照表（第11条関係）

改 正 案	現 案 行
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基き、<u>職員</u>の意に反する降任、<u>免職、休職及び降給</u>の手続及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 (略)</p> <p><u>(降給に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>一般職の職員の給与に関する条例</u> <u>(昭和32年泉大津市条例第14号) 附則第16項の規定に基づく措置及び規則その他の規定に基づく法</u> <u>附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27</u> <u>条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する措置の適用を受け</u> <u>る職員には、規則で定めるところに</u> <u>より、当該措置の適用により給料月</u> <u>額が異動することとなった旨の通知</u></p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基き、<u>職員</u>の意に反する降任、<u>免職及び休職</u>の手続及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 (略)</p>



改 正 案	現 行
<u>を行うものとする。</u>	



議案第60号

## 泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部改正の件

泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行により、地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられること及び雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）による雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び職業安定法（昭和22年法律第141号）等の改正に伴う国家公務員退職手当法（昭和28年法律第128号）の改正に準じて、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市職員の退職手当に関する条例（昭和38年泉大津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。)」を削り、「同法」を「地方公務員法」に改める。

第4条第1項及び第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第7条の4第1項中「以下「休職月等」を「第8条第4項において「休職月等」に、「以下「調整月額」を「以下この項及び第5項において「調整月額」に改める。

第11条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「失業している」とするを「失業している」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第15条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第18条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同

じ」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

附則第18項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第24項から第32項まで」を加える。

附則第19項中「第5条の2」の次に「及び附則第27項」を加える。

附則第20項及び第21項中「第5条」の次に「又は附則第25項」を加える。

附則第23項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第24項を附則第33項とし、附則第23項の次に次の9項を加える。

24 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第24項」とする。

25 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第25項」とする。

26 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- (1) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年泉大津市条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年泉大津市条例第23号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が定

## める職員

27 一般職の職員の給与に関する条例附則第16項の規定による職員の給料月額  
額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

28 当分の間、第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に  
基づく任期を終えて退職した者を除く。）に対する第5条の3及び第7条の3  
の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは  
「定年（附則第26項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項  
第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつて  
は市長が定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表第5条第1項  
の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第  
7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中  
「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1  
年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第26項各号に掲げる職員以  
外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳と  
し、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。）と退職の  
日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

29 当分の間、前項に規定する者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の  
日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年  
齢を超える者に限る。）（市長が定める者を除く。）に対する第5条の3の規定  
の適用については、同条本文中「6月」とあるのは、「零月」とする。

附則第26項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第26項第1号に掲げる職員	65歳
附則第26項第2号に掲げる職員	市長が定める年齢

30 当分の間、次に掲げる者に対する第5条の3の規定の適用については、同  
条本文中「15年」とあるのは「10年」とするほか、前項の表の左欄に掲げ  
る者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係  
る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職  
した者
- (2) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

(3) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

31 当分の間、地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者又は公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第26項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第26項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

32 当分の間、地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者又は公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第26項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条第4項、第11条第11項及び附則第23項の改正規定並びに附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第



3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。))に対する改正後の泉大津市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。))第2条の規定の適用については、同条中「(以下「職員」という。))」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。))」とする。

第3条 新条例第11条第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

(参 考)

## 泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、地方公務員法の一部を改正する法律（以下「法」という。）の施行により、地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられること及び雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法及び職業安定法等の改正に伴う国家公務員退職手当法の改正に準じて、所要の改正を行うものであること。

### 1 退職手当の支給

法の施行により、現行の再任用制度が廃止されることに伴い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の該当条項を削除するものであること。（第2条関係）

### 2 11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額

法の施行による地方公務員法の根拠規定の条ずれを修正するものであること。（第4条関係）

### 3 整理退職等の場合の退職手当の基本額

法の施行による地方公務員法の根拠規定の条ずれを修正するものであること。（第5条関係）

### 4 定年前早期退職者等に対する退職手当の基本額の特例

定年前早期退職者等に対する退職手当の基本額の特例について、定年引上げにより、対象者の範囲や支給率等に変更が生じないように措置するものであること。（第5条の3及び附則第28項から附則第32項まで関係）

### 5 失業者の退職手当

雇用保険法の改正に伴い、基本手当の受給資格者が事業を開始した場合等に、当該事業の実施期間を失業等給付の受給期間に参入しない特例が設けられること等を受けて、国家公務員退職手当法が改正されたことに準じて、失業者の退職手当の支給期間についても同様の改正を行うものであること。また職業安定法の改正に伴う、根拠規定の条ずれを修正するものであること。（第11条第4項及び第11項関係）

6 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限

法の施行により、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、文言の修正を行うものであること。(第15条関係)

7 退職をした者の退職手当の返納

法の施行により、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、文言の修正を行うものであること。(第16条関係)

8 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付

法の施行により、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、文言の修正を行うものであること。(第18条関係)

9 雇用保険法の改正により、基本手当の支給等に関する暫定措置の延長を受けた国家公務員退職手当法の改正に準じて、同様の改正を行うものであること。(附則第23項関係)

10 当分の間、11年以上25年未満の期間及び25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額については、定年退職した場合の規定を準用するものであること。(附則第24項及び第25項関係)

11 10の規定は医師には適用しないものであること。(附則第26項関係)

12 一般職の職員の給与に関する条例附則第16条の規定による職員の給料月額  
の改定(いわゆる7割措置)を、退職手当の算定時に適用しないものであること。  
(附則第27項関係)

13 その他所要の規定の整備を行うものであること。

14 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例(案)は、令和5年4月1日から施行するものであること。ただし、5及び9の改正規定並びに(2)イの規定は公布の日から施行するものであること。

(附則第1条)

(2) 経過措置

ア 改正後の泉大津市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)  
第2条の規定は暫定再任用職員には適用しないものであること。(附則第2条)

イ 5による新条例第11条第4項の規定は、(1)に掲げる規定の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用するものであること。(附則第3条)

## 泉大津市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの及び<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u>（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（<u>地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者</u>（同法<u>第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。</u>）、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）又は25</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。</u>）及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（<u>地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者</u>（同法<u>第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。</u>）、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）又は25</p>

改 正 案	現 行
<p>年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で市長が定めるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続して退職した者（<u>地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）</u>、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職</p>	<p>年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で市長が定めるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続して退職した者（<u>地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）</u>、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職</p>

改 正 案	現 行
<p>した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)又は25年以上の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で市長が定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の特例)</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)又は25年以上の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で市長が定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の特例)</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<div data-bbox="240 322 743 385" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p data-bbox="220 398 507 432">(退職手当の調整額)</p> <p data-bbox="199 456 786 1975">第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。<u>第8条第4項において「休職月等」という。</u>）のうち市長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計し</p>	<div data-bbox="850 322 1353 385" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p data-bbox="829 398 1117 432">(退職手当の調整額)</p> <p data-bbox="809 456 1393 1975">第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。<u>以下「休職月等」という。</u>）のうち市長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p>



改 正 案	現 行
<p>た額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長が別に定める理由によるものである職員が<u>当該退職後</u>一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項及び前項中「退職の日の翌日から起算して1年」とあるのは「退職の日の翌日から起算して1年と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、1年に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、第1項中「当該1年の期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、第1項及び前項中「の期</p>	<p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長が別に定める理由によるものである職員が、<u>当該退職後</u>一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項及び前項中「退職の日の翌日から起算して1年」とあるのは「退職の日の翌日から起算して1年と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、1年に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、第1項中「当該1年の期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、第1項及び前項中「の期</p>

改 正 案	現 行
<p>間内に失業している」とあるのは「内に<u>失業している</u>」とし、<u>当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。</u></p> <p>5～10 （略）</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) （略）</p>	<p>間内に失業している」とあるのは「内に<u>失業している</u>」とする。</p> <p>5～10 （略）</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>12～17 (略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権</p>	<p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>12～17 (略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権</p>

改 正 案	現 行
<p>衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退</p>	<p>衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員に対する免職処分</u>」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員に対する免職処分</u>の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退</p>

改 正 案	現 行
<p>職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定</p>	<p>職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員に対する免職処分</u>を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員に対する免職処分</u>の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員</p>

改 正 案	現 行
<p>の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第18条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当</p>	<p>としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第18条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の</p>

改 正 案	現 行
<p>な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった<u>場合には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該</p>	<p>通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった<u>場合にあっては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該</p>

改 正 案	現 行
<p>退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き</p>	<p>退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き</p>



改 正 案	現 行
<p>続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった<u>場合には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった<u>場合には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった<u>場合に</u>あつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった<u>場合に</u>あつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1～17 （略）</p> <p>18 当分の間、35年以下の期間勤務して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第24項から第32項</p>	<p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員に対する免職処分</u>を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員に対する免職処分</u>を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1～17 （略）</p> <p>18 当分の間、35年以下の期間勤務して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれ</p>

改 正 案	現 行
<p>までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第18項」とする。</p> <p>19 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第27項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>20 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第25項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第18項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>21 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条又は附則第25項の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者</p>	<p>ぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第18項」とする。</p> <p>19 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>20 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第18項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>21 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35</p>

改 正 案	現 行
<p>の勤続期間を35年として附則第18項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>年として附則第18項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
<p>22 (略)</p>	<p>22 (略)</p>
<p>23 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「(略)」とする。</u></p>	<p>23 <u>平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「(略)」とする。</u></p>
<p>24 <u>当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対す</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>る退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第24項」とする。</u></p> <p><u>25 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第25項」とする。</u></p> <p><u>26 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</u></p> <p><u>(1) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年泉大津市条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年泉大津市条例第23号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員</u></p> <p><u>(2) 給与その他の処遇の状況が前号</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>に掲げる職員に類する職員として</u> <u>市長が定める職員</u></p> <p><u>27 一般職の職員の給与に関する条</u> <u>例附則第16項の規定による職員の</u> <u>給料月額の設定は、給料月額の減額</u> <u>設定に該当しないものとする。</u></p> <p><u>28 当分の間、第5条第1項に規定</u> <u>する者（25年以上勤続し、法律の</u> <u>規定に基づく任期を終えて退職した</u> <u>者を除く。）に対する第5条の3及び</u> <u>第7条の3の規定の適用について</u> <u>は、第5条の3本文中「定年に達す</u> <u>る日」とあるのは「定年（附則第2</u> <u>6項各号に掲げる職員以外の者に</u> <u>あつては60歳とし、同項第1号に</u> <u>掲げる職員にあつては65歳とし、</u> <u>同項第2号に掲げる職員にあつては</u> <u>市長が定める年齢とする。）に達する</u> <u>日」と、第5条の3の表第5条第1</u> <u>項の項、第5条の2第1項第1号の</u> <u>項及び第5条の2第1項第2号の項</u> <u>並びに第7条の3の表第7条の項、</u> <u>第7条の2第1号の項及び第7条の</u> <u>2第2号の項中「その者に係る定年</u> <u>と退職の日におけるその者の年齢と</u> <u>の差に相当する年数1年につき」と</u> <u>あるのは「その者に係る定年（附則</u> <u>第26項各号に掲げる職員以外の者</u></p>	

改 正 案	現 行						
<p>にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。</p> <p>29 当分の間、前項に規定する者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(市長が定める者を除く。)に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「6月」とあるのは、「零月」とする。</p> <table border="1" data-bbox="236 1272 756 1630"> <tr> <td data-bbox="236 1272 568 1391">附則第26項各号に掲げる職員以外の者</td> <td data-bbox="568 1272 756 1391">60歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1391 568 1509">附則第26項第1号に掲げる職員</td> <td data-bbox="568 1391 756 1509">65歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1509 568 1630">附則第26項第2号に掲げる職員</td> <td data-bbox="568 1509 756 1630">市長が定める年齢</td> </tr> </table> <p>30 当分の間、次に掲げる者に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「15年」とあるのは「10年」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定めら</p>	附則第26項各号に掲げる職員以外の者	60歳	附則第26項第1号に掲げる職員	65歳	附則第26項第2号に掲げる職員	市長が定める年齢	
附則第26項各号に掲げる職員以外の者	60歳						
附則第26項第1号に掲げる職員	65歳						
附則第26項第2号に掲げる職員	市長が定める年齢						

改 正 案	現 行
<p>れているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者</u></p> <p>(2) <u>公務上の傷病又は死亡により退職した者</u></p> <p>(3) <u>25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの</u></p> <p>31 <u>当分の間、地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者又は公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第26項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第26項の</u></p>	



改 正 案	現 行
<p>表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p> <p>32 当分の間、地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者又は公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第26項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p> <p>33 (略)</p>	<p>24 (略)</p>



議案第61号

## 泉大津市市税条例の一部改正の件

泉大津市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

令和3年度税制改正において、特定公益増進法人に対する寄附金制度における寄附金の範囲が見直されたことに伴い、個人市民税における寄附金税額控除について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 泉大津市市税条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市市税条例（昭和39年泉大津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条の3第1項第2号及び第3号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第9号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第16条の3第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した改正前の第16条の3第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

(参 考)

## 泉大津市市税条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、令和3年度税制改正において、特定公益増進法人に対する寄附金制度における寄附金の範囲が見直されたことに伴い、個人市民税における寄附金税額控除について所要の改正を行うものであること。

### 1 改正の内容

個人が、公益の増進に著しく寄与する一定の法人（以下「特定公益増進法人」という。）に対する寄附金で、その特定公益増進法人の主たる目的である事業に関連する寄附金を支出した場合は、その支出に応じた額を税額から控除することとしているが、その対象となる寄附金の範囲から、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外するものであること。（第16条の3関係）

### 2 附則に関する事項

#### (1) 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

#### (2) 経過措置

所要の経過規定を定めるものであること。

## 泉大津市市税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 1 6 条の 3 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（大阪府地方税法第 3 7 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金に関する条例（平成 2 6 年大阪府条例第 1 3 5 号）第 2 条第 1 項に規定する大阪府知事が指定したもので、泉大津市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。）若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 1 4 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 1 6 条の 3 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（大阪府地方税法第 3 7 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金に関する条例（平成 2 6 年大阪府条例第 1 3 5 号）第 2 条第 1 項に規定する大阪府知事が指定したもので、泉大津市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。）若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 1 4 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連する</p>	<p>(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを<u>除く。</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p>



改 正 案	現 行
<p>ものに限る。)</p> <p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(9) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除</u></p>	<p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを<u>除く。</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(9) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</p>

改 正 案	現 行
2 (略) 2 (略)	2 (略)

議案第62号

## 泉大津市手数料条例の一部改正の件

泉大津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）が改正され、犬に装着されているマイクロチップを鑑札とみなすことが可能となったことに伴い、犬にマイクロチップが装着されている場合においては、犬の登録手数料を徴収しないこととするため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。



泉大津市条例第 号

## 泉大津市手数料条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市手数料条例（平成12年泉大津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表61の項中「犬の登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

## 泉大津市手数料条例新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～60 （略）	（略）	1～60 （略）	（略）
61 犬の登録（動物の <u>愛護及び管理に関する法律（昭和48年 法律第105号）第 39条の7第2項の 規定が適用される場 合を除く。）</u>	1頭につき 3,000円	61 犬の登録	1頭につき 3,000円
62～75 （略）	（略）	62～75 （略）	（略）
備考 （略）		備考 （略）	

議案第63号

## 泉大津市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正の件

泉大津市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

令和6年度に竣工、開院予定である新病院の設置及び管理について定めるとともに、泉大津市立病院の名称が変更になることに伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。





## 泉大津市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（泉大津市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 泉大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和47年泉大津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「名称 泉大津市立病院」及び「位置 泉大津市下条町16番1号」を削り、同項に次の表を加える。

名 称	位 置
泉大津市立周産期小児医療センター	泉大津市下条町16番1号
泉大津急性期メディカルセンター	泉大津市我孫子97番1

第4条第2項を次のように改める。

2 病床数は、次のとおりとする。

名 称	区 分	病床数
泉大津市立周産期小児医療センター	一般病床	230
泉大津急性期メディカルセンター	一般病床	300

第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条 泉大津急性期メディカルセンター（以下「メディカルセンター」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第11条 指定管理者に行わせる業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) メディカルセンターにおける診療及び検診に関する業務
- (2) メディカルセンターの利用に係る料金に関する業務
- (3) 駐車場の利用に係る料金に関する業務
- (4) 手数料の徴収に関する業務

- (5) メディカルセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) 駐車場の維持管理に関する業務
- (7) 利用者に必要な物品の販売又はサービスの提供に関する業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務

2 指定管理者は、管理者と協議の上、前項の業務の一部を第三者に委託することができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例その他の関係する法令等の規定に従い、メディカルセンターの管理を行わなければならない。

(泉大津市立病院使用条例の一部改正)

第2条 泉大津市立病院使用条例（昭和47年泉大津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

泉大津市病院事業の使用料及び手数料条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、泉大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和47年泉大津市条例第3号）第2条第2項に規定する病院（以下「病院」という。）の使用料（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）において管理を行う泉大津急性期メディカルセンター（以下「メディカルセンター」という。）については、「使用料」を「利用料金」に読み替えるものとする。）及び手数料（以下「使用料等」という。）その他必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「(使用料等の額)」に改め、同条第1項、第2項及び第7項中「料金」を「使用料」に改め、同条に次の2項を加える。

8 患者の利便のため、管理者が施設及び設備の使用を許可する者に対する使用料は、管理者が別に定める。

9 メディカルセンターにおける使用料等については、前各項に定める範囲内で指定管理者が管理者の承認を得て定める額とする。

第3条を次のように改める。

(使用料の収受)

第3条 メディカルセンターにおける使用料については、指定管理者にその収入として収受させる。

第4条中「料金及び料金以外の使用料（以下「料金等」という。）」を「使用料等」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

(使用料等の減免及び還付)

第5条 管理者が特別の事情があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

2 既納の使用料等については還付しない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(メディカルセンターの使用料等の減免及び還付)

第6条 前条の規定にかかわらず、メディカルセンターにおいて、指定管理者は、管理者の承認を受けた基準により、使用料等を減免又は還付することができる。

第7条第4号中「料金等」を「使用料等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 メディカルセンターにおける前項の規定の適用については、同項中「管理者」とあるのは「指定管理者」とする。

(泉大津市立病院看護師等入学資金及び修学資金貸与条例の一部改正)

第3条 泉大津市立病院看護師等入学資金及び修学資金貸与条例（昭和47年泉大津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「泉大津市立病院」を「泉大津市立周産期小児医療センター」に改める。

第1条中「泉大津市立病院」を「泉大津市立周産期小児医療センター」に改める。

第4条中「泉大津市立病院看護師等入学資金及び修学資金貸与申請書」を「泉大津市立周産期小児医療センター看護師等入学資金及び修学資金貸与申請書」に改める。

第5条第2項中「泉大津市立病院看護師等入学資金及び修学資金貸与決定通知書」を「泉大津市立周産期小児医療センター看護師等入学資金及び修学資金貸与決定通知書」に改める。

第9条に次の1項を加える。

- 5 その他修学資金又は入学資金の貸与を受けた者の責に帰さない理由により病院を退職したと管理者が認めるときは、貸与した修学資金又は入学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条の規定による泉大津市立病院看護師等入学資金及び修学資金貸与条例第9条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の泉大津市病院事業の設置等に関する条例第10条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(参 考)

## 泉大津市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、令和6年度に竣工、開院予定である新病院の設置及び管理について定めるとともに、泉大津市立病院の名称が変更になることに伴い、所要の改正を行うものであること。

### 第1 泉大津市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

#### 1 病院の名称及び位置

本市が病院事業として経営する病院の名称及び位置は、次のとおりとするものであること。（第1条の規定による第2条関係）

名 称	位 置
泉大津市立周産期小児医療センター	泉大津市下条町16番1号
泉大津急性期メディカルセンター	泉大津市我孫子97番1

#### 2 病床数

病院の病床数は、次のとおりとするものであること。（第1条の規定による第4条関係）

名 称	区 分	病床数
泉大津市立周産期小児医療センター	一般病床	230
泉大津急性期メディカルセンター	一般病床	300

#### 3 指定管理者による管理

泉大津急性期メディカルセンター（以下「メディカルセンター」という。）の管理を、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものであること。（第1条の規定による第10条関係）

#### 4 指定管理者に行わせる業務の範囲

指定管理者に行わせる業務の範囲は、次のとおりとするものであること。（第1条の規定による第11条第1項関係）

##### (1) 診療及び検診に関する業務

- (2) 利用に係る料金に関する業務
- (3) 駐車場の利用に係る料金に関する業務
- (4) 手数料の徴収に関する業務
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) 駐車場の維持管理に関する業務
- (7) 利用者に必要な物品の販売又はサービスの提供に関する業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める業務

#### 5 第三者への業務委託

指定管理者は、管理者と協議した上で、4の各号に掲げる業務の一部を第三者に委託することができるものであること。（第1条の規定による第11条第2項関係）

#### 6 その他所要の規定の整備を行うものであること。

### 第2 泉大津市立病院使用条例の一部改正

#### 1 題名の改正

条例の題名を「泉大津市病院事業の使用料及び手数料条例」に改めるものであること。

#### 2 メディカルセンターの利用料金等

メディカルセンターにおける利用料金及び手数料（以下「利用料金等」という。）については、この条例（案）による改正後の泉大津市病院事業の使用料及び手数料条例第2条第1項から第8項に定める範囲内で、指定管理者が管理者の承認を得て定める額とするものであること。また、メディカルセンターにおける利用料金については、指定管理者にその収入として収受させるものであること。（第2条の規定による第2条第9項及び第3条関係）

#### 3 メディカルセンターにおける利用料金等の減免及び還付

メディカルセンターにおいて、指定管理者は、管理者の承認を受けた基準により、利用料金等を減免又は還付することができるものであること。（第2条の規定による第6条関係）

#### 4 メディカルセンターにおける診療等の制限

メディカルセンターにおいては、指定管理者が診療等の制限を行うものである

こと。(第2条の規定による第7条第2項関係)

5 その他所要の規定の整備を行うものであること。

### 第3 泉大津市立病院看護師等入学資金及び修学資金貸与条例の一部改正

#### 1 題名の改正

条例の題名を「泉大津市立周産期小児医療センター看護師等入学資金及び修学資金貸与条例」とするものであること。

#### 2 修学資金及び入学資金の返還の免除

修学資金及び入学資金の返還について、修学資金又は入学資金の貸与を受けた者の責に帰さない理由により病院を退職したと管理者が認めるときは、貸与した修学資金又は入学資金の全部又は一部の返還を免除することができるとする規定を設けるものであること。(第3条の規定による第9条第5項関係)

3 その他所要の規定の整備を行うものであること。

### 第4 附則に関する事項

#### 1 施行期日

この条例(案)は、規則で定める日から施行するものであること。ただし、第3の2の修学資金及び入学資金の返還の免除について定める規定は、公布の日から施行するものであること。(附則第1条)

#### 2 準備行為

指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例(案)の施行に必要な準備行為は、この条例(案)の施行の日前においても行うことができるものであること。(附則第2条)

# 泉大津市病院事業の設置等に関する条例等新旧対照表

## 第1 泉大津市病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行															
<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 病院事業として経営する病院の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泉大津市立周産期小児医療センター</td> <td>泉大津市下条町16番1号</td> </tr> <tr> <td>泉大津急性期メディカルセンター</td> <td>泉大津市我孫子97番1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 病床数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泉大津市立周産期小児医療センター</td> <td>一般病床</td> <td style="text-align: center;">230</td> </tr> <tr> <td>泉大津急性期メディカルセンター</td> <td>一般病床</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第10条 泉大津急性期メディカルセンター（以下「メディカルセンター」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(指定管理者に行わせる業務の範囲)</p>	名 称	位 置	泉大津市立周産期小児医療センター	泉大津市下条町16番1号	泉大津急性期メディカルセンター	泉大津市我孫子97番1	名 称	区 分	病床数	泉大津市立周産期小児医療センター	一般病床	230	泉大津急性期メディカルセンター	一般病床	300	<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 病院事業として経営する病院の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">名称 泉大津市立病院</p> <p style="margin-left: 40px;">位置 泉大津市下条町16番1号</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 一般病床数は、<u>230床（NICU6床及びGCU9床を含む。）</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>
名 称	位 置															
泉大津市立周産期小児医療センター	泉大津市下条町16番1号															
泉大津急性期メディカルセンター	泉大津市我孫子97番1															
名 称	区 分	病床数														
泉大津市立周産期小児医療センター	一般病床	230														
泉大津急性期メディカルセンター	一般病床	300														



改 正 案	現 行
<p>第 1 1 条 <u>指定管理者に行わせる業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>メディカルセンターにおける診療及び検診に関する業務</u></p> <p>(2) <u>メディカルセンターの利用に係る料金に関する業務</u></p> <p>(3) <u>駐車場の利用に係る料金に関する業務</u></p> <p>(4) <u>手数料の徴収に関する業務</u></p> <p>(5) <u>メディカルセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(6) <u>駐車場の維持管理に関する業務</u></p> <p>(7) <u>利用者に必要な物品の販売又はサービスの提供に関する業務</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、管理者と協議の上、前項の業務の一部を第三者に委託することができる。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p>第 1 2 条 <u>指定管理者は、この条例その他の関係する法令等の規定に従い、メディカルセンターの管理を行わなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第 1 3 条 <u>この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。</u></p>	<p>(委任)</p> <p>第 1 0 条 <u>この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。</u></p>

第2 泉大津市立病院使用条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>泉大津市病院事業の使用 料及び手数料条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>泉大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和47年泉大津市条例第3号）第2条第2項に規定する病院（以下「病院」という。）の使用料（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）において管理を行う泉大津急性期メディカルセンター（以下「メディカルセンター」という。）については、「使用料」を「利用料金」に読み替えるものとする。）及び手数料（以下「使用料等」という。）その他必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(使用料等の額)</u></p> <p>第2条 診療を受ける者に対しては、次の各号に掲げる方法により算定した<u>使用料</u>を徴収する。</p> <p>(1) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「告示第59号」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療</p>	<p style="text-align: center;"><u>泉大津市立病院使用条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>泉大津市立病院（以下「病院」という。）の使用料その他必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(料金)</u></p> <p>第2条 診療を受ける者に対しては、次の各号に掲げる方法により算定した<u>料金</u>を徴収する。</p> <p>(1) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「告示第59号」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療</p>

改 正 案	現 行
<p>養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「告示第99号」という。）の適用を受ける者の<u>使用料</u>については、告示第59号及び告示第99号により算定した額とする。</p> <p>(2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により保険給付を受ける者の<u>使用料</u>については、各労働局長と協定した費用の額の算定方法により算定した額とする。</p> <p>(3) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）により療養補償を受ける者の<u>使用料</u>については、地方公務員災害補償基金が定める額とする。</p> <p>(4) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により療養の給付を受ける者の<u>使用料</u>については、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）により算定した額とする。</p> <p>(5) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）により損害賠</p>	<p>養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「告示第99号」という。）の適用を受ける者の<u>料金</u>については、告示第59号及び告示第99号により算定した額とする。</p> <p>(2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により保険給付を受ける者の<u>料金</u>については、各労働局長と協定した費用の額の算定方法により算定した額とする。</p> <p>(3) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）により療養補償を受ける者の<u>料金</u>については、地方公務員災害補償基金が定める額とする。</p> <p>(4) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により療養の給付を受ける者の<u>料金</u>については、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）により算定した額とする。</p> <p>(5) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）により損害賠</p>

改 正 案	現 行
<p>償額の請求できる者の<u>使用料</u>については、第1号又は第2号の規定により算定した<u>使用料</u>に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>(6) 前各号に掲げる以外の特別の法律又は契約に基づく診療等についての<u>使用料</u>は、当該法律又は契約の規定により算定した額とする。</p> <p>2 助産を受ける者に対しては、妊産婦処置料として1胎につき22万円以内で病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める額に、妊産婦処置料以外の<u>使用料</u>として前項第1号に準じた額を合算した額を徴収する。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前各項の<u>使用料</u>について当該各項に規定する額に消費税法に基づく消費税額及び地方税法に基づく地方消費税額を加えた合計額とする。この場合において、<u>使用料</u>の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>8 <u>患者の利便のため、管理者が施設</u></p>	<p>償額の請求できる者の<u>料金</u>については、第1号又は第2号の規定により算定した<u>料金</u>に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>(6) 前各号に掲げる以外の特別の法律又は契約に基づく診療等についての<u>料金</u>は、当該法律又は契約の規定により算定した額とする。</p> <p>2 助産を受ける者に対しては、妊産婦処置料として1胎につき22万円以内で病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める額に、妊産婦処置料以外の<u>料金</u>として前項第1号に準じた額を合算した額を徴収する。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前各項の<u>料金</u>について当該各項に規定する額に消費税法に基づく消費税額及び地方税法に基づく地方消費税額を加えた合計額とする。この場合において、<u>料金</u>の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>及び設備の使用を許可する者に対する使用料は、管理者が別に定める。</u></p> <p><u>9 メディカルセンターにおける使用料等については、前各項に定める範囲内で指定管理者が管理者の承認を得て定める額とする。</u></p> <p><u>(使用料の收受)</u></p> <p><u>第3条 メディカルセンターにおける使用料については、指定管理者にその収入として收受させる。</u></p> <p><u>(納付の方法)</u></p> <p><u>第4条 使用料等は、すべて前納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。</u></p> <p><u>(使用料等の減免及び還付)</u></p> <p><u>第5条 管理者が特別の事情があると認めるときは、使用料等を減免することができる。</u></p> <p><u>2 既納の使用料等については還付しない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(メディカルセンターの使用料等の減免及び還付)</u></p> <p><u>第6条 前条の規定にかかわらず、メ</u></p>	<p><u>(料金以外の使用料)</u></p> <p><u>第3条 患者の利便のため、病院が使用を許可するものに対する料金以外の使用料は、管理者が別に定める。</u></p> <p><u>(納付の方法)</u></p> <p><u>第4条 料金及び料金以外の使用料(以下「料金等」という。)は、すべて前納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。</u></p> <p><u>(料金等の減免)</u></p> <p><u>第5条 管理者が生活困窮のため特に必要があると認めるときは、料金等を減免することができる。</u></p> <p><u>(料金等の還付)</u></p> <p><u>第6条 既納の料金等については還付</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>ディカルセンターにおいて、管理者の承認を受けた基準により、使用料等を減免又は還付することができる。</u></p> <p>(診療等の制限)</p> <p>第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、診療を拒否し、又は退院を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>使用料等を滞納したとき。</u></p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p><u>2 メディカルセンターにおける前項の規定の適用については、同項中「管理者」とあるのは「指定管理者」とする。</u></p>	<p><u>しない。ただし、過誤納金については、この限りでない。</u></p> <p>(診療等の制限)</p> <p>第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、診療を拒否し、又は退院を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>料金等を滞納したとき。</u></p> <p>(5)及び(6) (略)</p>

### 第3 泉大津市立病院看護師等入学資金及び修学資金貸与条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
<p><u>泉大津市立周産期小児医療センター</u>看護師等入学資金及び修学資金貸与条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、看護師、准看護師及び助産師（以下「看護職員」と</p>	<p><u>泉大津市立病院</u>看護師等入学資金及び修学資金貸与条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、看護師、准看護師及び助産師（以下「看護職員」と</p>

改 正 案	現 行
<p>いう。)を養成する施設(以下「養成施設」という。)に入学する者又は在学している者で、卒業後直ちに看護職員として<u>泉大津市立周産期小児医療センター</u>(以下「病院」という。)に勤務しようとする者に対して、入学資金及び修学資金(以下「資金」という。)を貸与することにより、看護職員の資質の向上とその充足を図ることを目的とする。</p> <p>(貸与の申請)</p> <p>第4条 入学資金又は修学資金の貸与を受けようとする者は、<u>泉大津市立周産期小児医療センター看護師等入学資金及び修学資金貸与申請書</u>に次の書類を添えて病院事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(貸与の決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 管理者は、前項の規定により貸与の決定をしたときは、申請者に対して<u>泉大津市立周産期小児医療センター看護師等入学資金及び修学資金貸与決定通知書</u>を送付するものとする。</p> <p>(資金返還の免除)</p>	<p>いう。)を養成する施設(以下「養成施設」という。)に入学する者又は在学している者で、卒業後直ちに看護職員として<u>泉大津市立病院</u>(以下「病院」という。)に勤務しようとする者に対して、入学資金及び修学資金(以下「資金」という。)を貸与することにより、看護職員の資質の向上とその充足を図ることを目的とする。</p> <p>(貸与の申請)</p> <p>第4条 入学資金又は修学資金の貸与を受けようとする者は、<u>泉大津市立病院看護師等入学資金及び修学資金貸与申請書</u>に次の書類を添えて病院事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(貸与の決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 管理者は、前項の規定により貸与の決定をしたときは、申請者に対して<u>泉大津市立病院看護師等入学資金及び修学資金貸与決定通知書</u>を送付するものとする。</p> <p>(資金返還の免除)</p>

改 正 案	現 行
<p>第9条 修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは修学資金の返還を免除する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 その他修学資金又は入学資金の貸与を受けた者の責に帰さない理由により病院を退職したと管理者が認めるときは、貸与した修学資金又は入学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。</u></p>	<p>第9条 修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは修学資金の返還を免除する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>



議案第 6 4 号

## 泉大津市都市公園条例の一部改正の件

泉大津市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

本市が設置する都市公園の利用に係る利便性の向上を図るため、行為の制限に関する内容の見直しを行うとともに、令和 5 年度開設予定のシーパスパークにおける有料施設の整備並びに助松公園野球場夜間照明の L E D 化に伴う施設の適正な管理及び使用を図るため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 泉大津市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市都市公園条例（昭和47年泉大津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「をすること。」を削り、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 写真又は映画の撮影その他これらに類する行為

(3) イベントのために公園の全部又は一部を独占して使用する行為

第3条第1項に次の1号を加える。

(4) 耕作その他これに類する行為

第7条第1項中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改め、同条第2項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第10条第1項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条第2項中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

3 長期にわたる使用その他特殊な使用を行う者は、別表第1から別表第4まで及び泉大津市道路占用料条例別表の基準により難いと市長が認める場合は、規則で定める使用料又は占用料を納付しなければならない。

4 公園にある附属設備又は器具備品を使用する者は、規則で定める使用料を納付しなければならない。

第11条第3項から第5項までを削る。

別表第1中

全点灯	3,000
1/2点灯	1,500

を

全点灯	1,000
1/2点灯	500

に改め、

同表備考第2号中「増とする」を「を加算する」に改め、同表備考第3号を同表備考第4号とし、同表備考第2号の次に次の1号を加える。

3 第3条第1項第2号及び第3号に規定する行為に係る許可（同条第3項に規定する変更の許可を含む。）を受けた者が入場料、その他これに類する料金を

徴収する催しを行う場合は、使用料の5割を加算する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

#### 別表第2

公園名	公園施設	使用料（円）			
		午前	午後①	午後②	夜間
		9時から 12時まで	12時から 15時まで	15時から 18時まで	18時から 21時まで
シーパス パーク	多目的室1	750	750	750	750
	多目的室2	750	750	750	750
	デッキテラス	600	600	600	600
	ワークショツ プスペース	1,050	1,050	1,050	1,050

#### 備考

- 1 使用者が営利を目的としないで入場料、その他これに類する料金を徴収する催しを行う場合は、使用料の100割を加算する。
- 2 使用者が営利を目的として催しを行う場合は、使用料の200割を加算する。
- 3 使用者が営利を目的として入場料、その他これに類する料金を徴収する催しを行う場合は、使用料の300割を加算する。
- 4 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、1時間につき当該使用区分に係る使用料の4割を徴収する。（この場合30分以上を1時間とみなす。）

#### 別表第3

公園名	公園施設	使用時間	使用料
古池公園	駐車場	午前8時から	30分までごとに 100円
三十合池公園		午後8時まで	
助松公園		午後8時から	1時間までごとに 100円
シーパスパーク		午前8時まで	

#### 備考

- 1 駐車後24時間までの上限金額は、600円とする。
- 2 24時間を超える継続利用にあつては、24時間を超える部分の金額は、上表により算定した使用料金とする。

別表第3の次に次の1表を加える。

## 別表第4

### 使用料

種 別	単 位	期 間	使用料 (円)
露店営業その他これに類する行為	1 平方メートル	1 日	6 0
業として行う写真又は映画の撮影 その他これらに類する行為	1 場所	1 時間	1, 0 0 0
業として行うイベントのために公園の全部又は一部を独占して使用する行為	1 平方メートル	1 時間	1 0
イベントのために公園の全部又は一部を独占して使用する行為	1 平方メートル	1 時間	0. 3
耕作その他これに類する行為	1 平方メートル	1 年	7 6 0

### 備考

- 1 シーパスパークの露店営業その他これに類する行為の使用料は、上表に10割を加算する。
- 2 年をもって計算するもので、使用期間が1年未満のものは、月割計算によるものとし、1月未満の端数は1月として計算する。
- 3 使用料が1件100円未満のものは、100円とし、100円を超えるものの100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。
- 4 使用面積が1平方メートル未満のものは、1平方メートルとし、1平方メートルを超えるものの1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の第10条、別表第1及び別表第4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料及び占用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

(参 考)

## 泉大津市都市公園条例の一部を改正する条例（案） 要綱

本条例（案）は、本市が設置する都市公園の利用に係る利便性の向上を図るため、行為の制限に関する内容の見直しを行うとともに、令和5年度開設予定のシーパスパークにおける有料施設の整備並びに助松公園野球場夜間照明のLED化に伴う施設の適正な管理及び使用を図るため、所要の改正を行うものであること。

### 1 改正内容

- (1) 公園における行為の制限の規定において、現状の公園使用内容を鑑み字句を改めるとともに、今後の公園の新たな活用方法を踏まえ、耕作その他これに類する行為を追加するものであること。また、これに伴う使用料を次のとおり改めるものであること。（第3条及び別表第4関係）

種 別	単 位	期 間	使用料（円）
露店営業その他これに類する行為	1平方メートル	1日	60
業として行う写真又は映画の撮影その他これらに類する行為	1場所	1時間	1,000
業として行うイベントのために公園の全部又は一部を独占して使用する行為	1平方メートル	1時間	10
イベントのために公園の全部又は一部を独占して使用する行為	1平方メートル	1時間	0.3
耕作その他これに類する行為	1平方メートル	1年	760

### 備考

- 1 シーパスパークの露店営業その他これに類する行為の使用料は、上表に10割を加算する。
- 2 年をもって計算するもので、使用期間が1年未満のものは、月割計算によるも

のとし、1月未満の端数は1月として計算する。

3 使用料が1件100円未満のものは、100円とし、100円を超えるものの10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。

4 使用面積が1平方メートル未満のものは、1平方メートルとし、1平方メートルを超えるものの1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。

(2) 長期にわたる使用その他特殊な使用で別表等の基準により難いと市長が認める場合は、規則で定める使用料又は占用料を納付しなければならないものであること。(第10条第3項関係)

(3) 公園にある附属設備又は器具備品を使用する者は、規則で定める使用料を納付しなければならないとするものであること。(第10条第4項関係)

(4) 助松公園野球場夜間照明の使用料を次のとおり改めるとともに所要の改正を行うものであること。(別表第1関係)

公園名	公園施設	単 位	使用料 (円)	
			変更後	変更前
助松公園	夜間照明	30分	全点灯 1,000	全点灯 3,000
		30分	1/2点灯 500	1/2点灯 1,500

(5) シーパスパークにおける使用料を次のとおり定めるものであること。(別表第2関係)

公園名	公園施設	使用料 (円)			
		午前	午後①	午後②	夜間
		9時から 12時まで	12時から 15時まで	15時から 18時まで	18時から 21時まで
シーパスパーク	多目的室1	750	750	750	750
	多目的室2	750	750	750	750
	デッキテラス	600	600	600	600
	ワークショップ スペース	1,050	1,050	1,050	1,050

備考

1 使用者が営利を目的としないで入場料、その他これに類する料金を徴収する催

しを行う場合は、使用料の100割を加算する。

2 使用者が営利を目的として催しを行う場合は、使用料の200割を加算する。

3 使用者が営利を目的として入場料、その他これに類する料金を徴収する催しを行う場合は、使用料の300割を加算する。

4 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、1時間につき当該使用区分に係る使用料の4割を徴収する。（この場合30分以上を1時間とみなす。）

(6) シーパsparkにおける駐車場使用料を定め、他の公園駐車場使用料と同額とするものであること。（別表第3関係）

(7) その他所要の規定の整備を行うものであること。

## 2 附則に関する事項

### (1) 施行期日

この条例（案）は、規則で定める日から施行するものであること。ただし、1の(4)は、令和5年4月1日から施行するものであること。

### (2) 経過措置

この条例（案）による改正後の第10条、別表第1及び別表第4の規定は、この条例（案）の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料及び占用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び占用料については、なお従前の例によるものであること。



## 泉大津市都市公園条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 露店営業その他これに類する行為</p> <p>(2) <u>写真又は映画の撮影その他これらに類する行為</u></p> <p>(3) <u>イベントのために公園の全部又は一部を独占して使用する行為</u></p> <p>(4) <u>耕作その他これに類する行為</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第7条 市が管理する公園施設のうち、有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第1 <u>から別表第3までに掲げるとおりとする。</u></p> <p>2 前項の施設（<u>別表第3</u>に掲げる施設を除く。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 露店営業その他これに類する行為<u>をすること。</u></p> <p>(2) <u>写真の撮影会又は映画の映写会その他これらに類する催しをすること。</u></p> <p>(3) <u>競技会、展示会、その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して使用すること。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第7条 市が管理する公園施設のうち、有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第1 <u>及び別表第2</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項の施設（<u>別表第2</u>に掲げる施設を除く。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(使用料等)</p> <p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、及び第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は別表第4に掲げる額の使用料又は泉大津市道路占用料条例（昭和37年条例第5号）別表道路占用料金表に定める額の占用料を納付しなければならない。</p> <p>2 第7条に掲げる有料公園施設を利用しようとする者は、別表第1から別表第3までの使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 <u>長期にわたる使用その他特殊な使用を行う者は、別表第1から別表第4まで及び泉大津市道路占用料条例別表の基準により難いと市長が認める場合は、規則で定める使用料又は占用料を納付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>公園にある附属設備又は器具備品を使用する者は、規則で定める使用料を納付しなければならない。</u></p>	<p>(使用料等)</p> <p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、及び第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は別表第3に掲げる額の使用料又は泉大津市道路占用料条例（昭和37年条例第5号）別表道路占用料金表に定める額の占用料を納付しなければならない。</p> <p>2 第7条に掲げる有料公園施設を利用しようとする者は、別表第1及び別表第2の使用料を納付しなければならない。<u>ただし、第3条第1項第2号及び第3号若しくは同条第3項の許可を受けた者が、有料公園施設を利用しようとする場合において入場料、その他これに類する料金を徴収するときにおいては、別表第1に掲げる額の5割増とする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第 1 1 条 占用料又は使用料は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占有、第 3 条第 1 項各号に掲げる行為又は有料公園施設の利用においては、公園の使用の許可の際徴収する。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、当該年度以降の占用料又は使用料は、毎年度当初に当該年度分を徴収する。</p> <p>2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、占用料又は使用料を後納させることができる。</p>	<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第 1 1 条 占用料又は使用料は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占有、第 3 条第 1 項各号に掲げる行為又は有料公園施設の利用においては、公園の使用の許可の際徴収する。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、当該年度以降の占用料又は使用料は、毎年度当初に当該年度分を徴収する。</p> <p>2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、占用料又は使用料を後納させることができる。</p> <p>3 <u>占用料又は使用料の額が、年を単位として計算するもので、占有又は使用期間が 1 年未満のものは、月割計算によるものとし、1 月未満の端数は 1 月として計算する。</u></p> <p>4 <u>占用料又は使用料の額が、月を単位として計算するもので、占有又は使用期間が 1 月未満のものは 1 月として計算する。</u></p> <p>5 <u>使用料の額が、メートル又は平方メートル単位として定められている場合において、延長又は面積が当該単位に満たないものは、1 メートル又は 1 平方メートルとして計算す</u></p>

改 正 案

現 行

別表第 1

公園名	公園施設	単位	使用料 (円)
古池公園	(略)	(略)	(略)
三十合池公園	(略)	(略)	(略)
助松公園	(略)	(略)	(略)
	夜間照明	30分	全点灯 1,000
		30分	1/2点灯 500
	(略)	(略)	(略)
穴師公園	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 マイクロホン及びコンセントの使用は、一式1,000円とする。
- 2 他市町村利用者の使用料は、10割を加算する(運動場・野球場のみ)。
- 3 第3条第1項第2号及び第3号に規定する行為に係る許可(同条第3項に規定する変更の許可を含む。)を受けた者が入場料、その他これに類する料金を徴収する催しを行う場合は、使用料の5割を加算する。
- 4 「小人」とは、4歳児以上の幼児、小学生並びに中学生及びこれに準ずる者をいう。

別表第 2

公園名	公園施設	使用料 (円)			
		午前	午後①	午後②	夜間
		9時から 12時まで	12時から 15時まで	15時から 18時まで	18時から 21時まで
シーバ スパ ーク	多目的 室1	750	750	750	750
	多目的 室2	750	750	750	750

る。

別表第 1

公園名	公園施設	単位	使用料 (円)
古池公園	(略)	(略)	(略)
三十合池公園	(略)	(略)	(略)
助松公園	(略)	(略)	(略)
	夜間照明	30分	全点灯 3,000
		30分	1/2点灯 1,500
	(略)	(略)	(略)
穴師公園	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 マイクロホン及びコンセントの使用は、一式1,000円とする。
- 2 他市町村利用者の使用料は、10割増とする(運動場・野球場のみ)。
- 3 「小人」とは、4歳児以上の幼児、小学生並びに中学生及びこれに準ずる者をいう。

別表第 2

公園名	公園施設	使用時間	使用料
古池公園	駐車場	午前8時から 午後8時まで	30分までごとに 100円
三十合池公園			
助松公園		午後8時から 午前8時まで	1時間までごとに 100円

備考

- 1 駐車後24時間までの上限金額は、

改正案					現行																																														
	デッキ テラス	600	600	600	600	<u>600円とする。</u> <u>2 24時間を超える継続利用にあつては、24時間を超える部分の金額は、上表により算定した使用料金とする。</u>																																													
	ワーク シヨツ プス ペース	1,050	1,050	1,050	1,050																																														
備考																																																			
1 使用者が営利を目的としないで入場料、その他これに類する料金を徴収する催しを行う場合は、使用料の100割を加算する。																																																			
2 使用者が営利を目的として催しを行う場合は、使用料の200割を加算する。																																																			
3 使用者が営利を目的として入場料、その他これに類する料金を徴収する催しを行う場合は、使用料の300割を加算する。																																																			
4 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、1時間につき当該使用区分に係る使用料の4割を徴収する。 (この場合30分以上を1時間とみなす。)																																																			
別表第3						別表第3																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>公園施設</th> <th>使用時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古池公園 三十合池公園</td> <td rowspan="2">駐車場</td> <td>午前8時から 午後8時まで</td> <td>30分までごとに 100円</td> </tr> <tr> <td>助松公園 シーバスパーク</td> <td>午後8時から 午前8時まで</td> <td>1時間までごとに 100円</td> </tr> </tbody> </table>						公園名	公園施設	使用時間	使用料	古池公園 三十合池公園	駐車場	午前8時から 午後8時まで	30分までごとに 100円	助松公園 シーバスパーク	午後8時から 午前8時まで	1時間までごとに 100円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th>使用料(円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業として行う写真の撮影会その他これに類する行為</td> <td>1場所</td> <td>1時間</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>露店営業その他これに類する行為</td> <td>1平方メートル</td> <td>1日</td> <td>60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業として行う映写会その他これに類する行為</td> <td>1場所</td> <td>1時間</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業として行う競技会、展示会、その他これに類する行為</td> <td>仮設部を設けた部分</td> <td>1件</td> <td>1日</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設物を設けない部分</td> <td>1平方メートル</td> <td>1日</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>					種別	単位	期間	使用料(円)	摘要	業として行う写真の撮影会その他これに類する行為	1場所	1時間	1,000		露店営業その他これに類する行為	1平方メートル	1日	60		業として行う映写会その他これに類する行為	1場所	1時間	1,000		業として行う競技会、展示会、その他これに類する行為	仮設部を設けた部分	1件	1日	3,000		仮設物を設けない部分	1平方メートル	1日	5
公園名	公園施設	使用時間	使用料																																																
古池公園 三十合池公園	駐車場	午前8時から 午後8時まで	30分までごとに 100円																																																
助松公園 シーバスパーク		午後8時から 午前8時まで	1時間までごとに 100円																																																
種別	単位	期間	使用料(円)	摘要																																															
業として行う写真の撮影会その他これに類する行為	1場所	1時間	1,000																																																
露店営業その他これに類する行為	1平方メートル	1日	60																																																
業として行う映写会その他これに類する行為	1場所	1時間	1,000																																																
業として行う競技会、展示会、その他これに類する行為	仮設部を設けた部分	1件	1日	3,000																																															
	仮設物を設けない部分	1平方メートル	1日	5																																															
備考																																																			
1 駐車後24時間までの上限金額は、 <u>600円とする。</u>																																																			
2 24時間を超える継続利用にあつては、24時間を超える部分の金額は、 <u>上表により算定した使用料金とする。</u>																																																			

改 正 案

現 案 行

別表第4

使用料

種 別	単 位	期 間	使用料 (円)
露店営業その他これに類する行為	1 平 方 メートル	1日	6 0
業として行う写真又は映画の撮影その他これらに類する行為	1場所	1時間	1, 0 0 0
業として行うイベントのために公園の全部又は一部を独占して使用する行為	1 平 方 メートル	1時間	1 0
イベントのために公園の全部又は一部を独占して使用する行為	1 平 方 メートル	1時間	0. 3
耕作その他これに類する行為	1 平 方 メートル	1年	7 6 0

備考

- 1 シーパsparkの露店営業その他これに類する行為の使用料は、上表に10割を加算する。
- 2 年をもって計算するもので、使用期間が1年未満のものは、月割計算によるものとし、1月未満の端数は1月として計算する。
- 3 使用料が1件100円未満のものは、100円とし、100円を超えるものの10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。
- 4 使用面積が1平方メートル未満のものは、1平方メートルとし、1平方メートルを超えるものの1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。

議案第65号

## 泉大津市立条東小学校校舎棟長寿命化改良工事請負 契約締結の件

泉大津市立条東小学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年12月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約金額   | 1,318,005,700円   |
| 2 契約の相手方 | 所 在 大阪市淀川区宮原4丁目1番6号<br>名 称 名工建設株式会社大阪支店<br>執行役員支店長 大 橋 信 治 |





(参 考)

工事概要 条東小学校校舎棟長寿命化改良工事一式

(内部改修、建具改修、外壁改修、屋上防水改修、エレベーター設置、  
電気設備改修、機械設備改修)

## 工 事 請 負 仮 契 約 書 ( 概 要 )


- 1 工 事 名 泉大津市立条東小学校校舎棟長寿命化改良工事
- 2 工 事 場 所 泉大津市千原町二丁目12番1号
- 3 工 期 市議会で議決された日から令和6年8月31日まで
- 4 請負代金額 ¥1,318,005,700-  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
¥119,818,700-
- 5 契約保証金 泉大津市財務規則(昭和44年泉大津市規則第7号)第1  
14条(請負代金の100分の10に相当する額以上)又  
は第116条の規定による。

上記の工事について、発注者泉大津市と請負者名工建設株式会社大阪支店は、  
工事請負仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分  
に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第2条の規定により市議会の議  
決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づい  
て、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。


令和4年11月11日

発注者 泉大津市

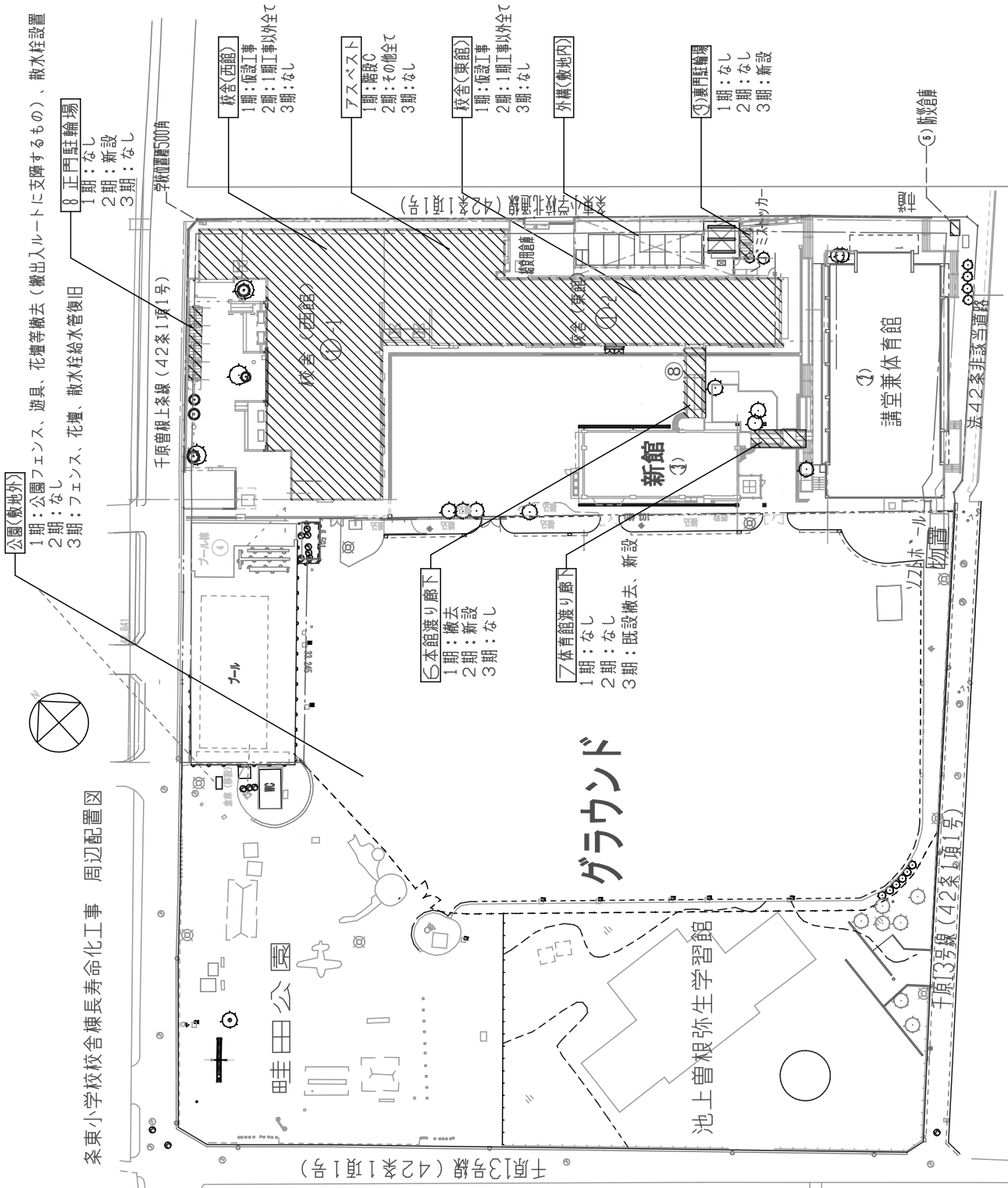
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 

請負者 大阪市淀川区宮原4丁目1番6号

名工建設株式会社大阪支店

執行役員支店長 大 橋 信 治 

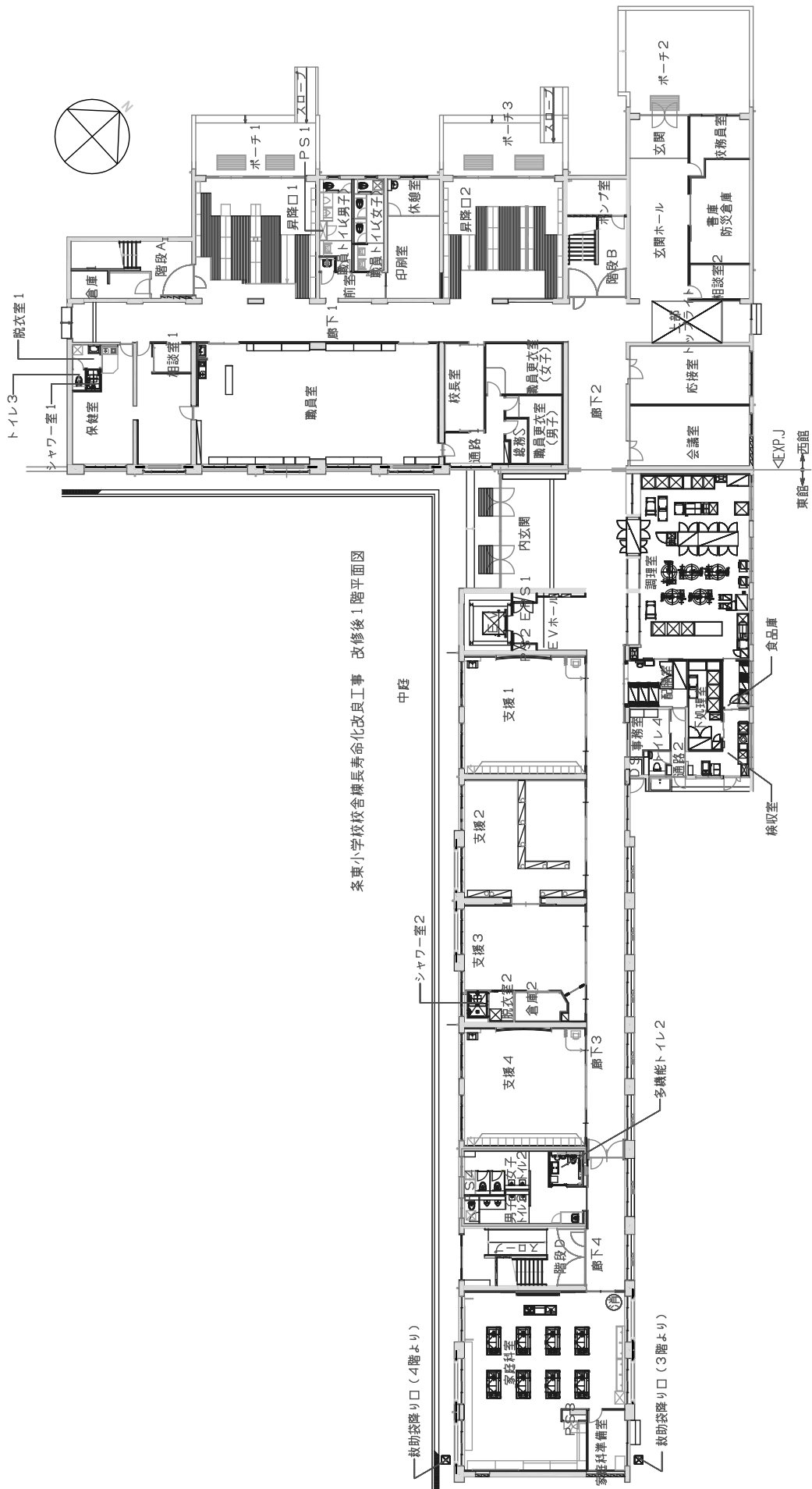
糸東小学校校舎棟長寿命化工事 周辺配置図



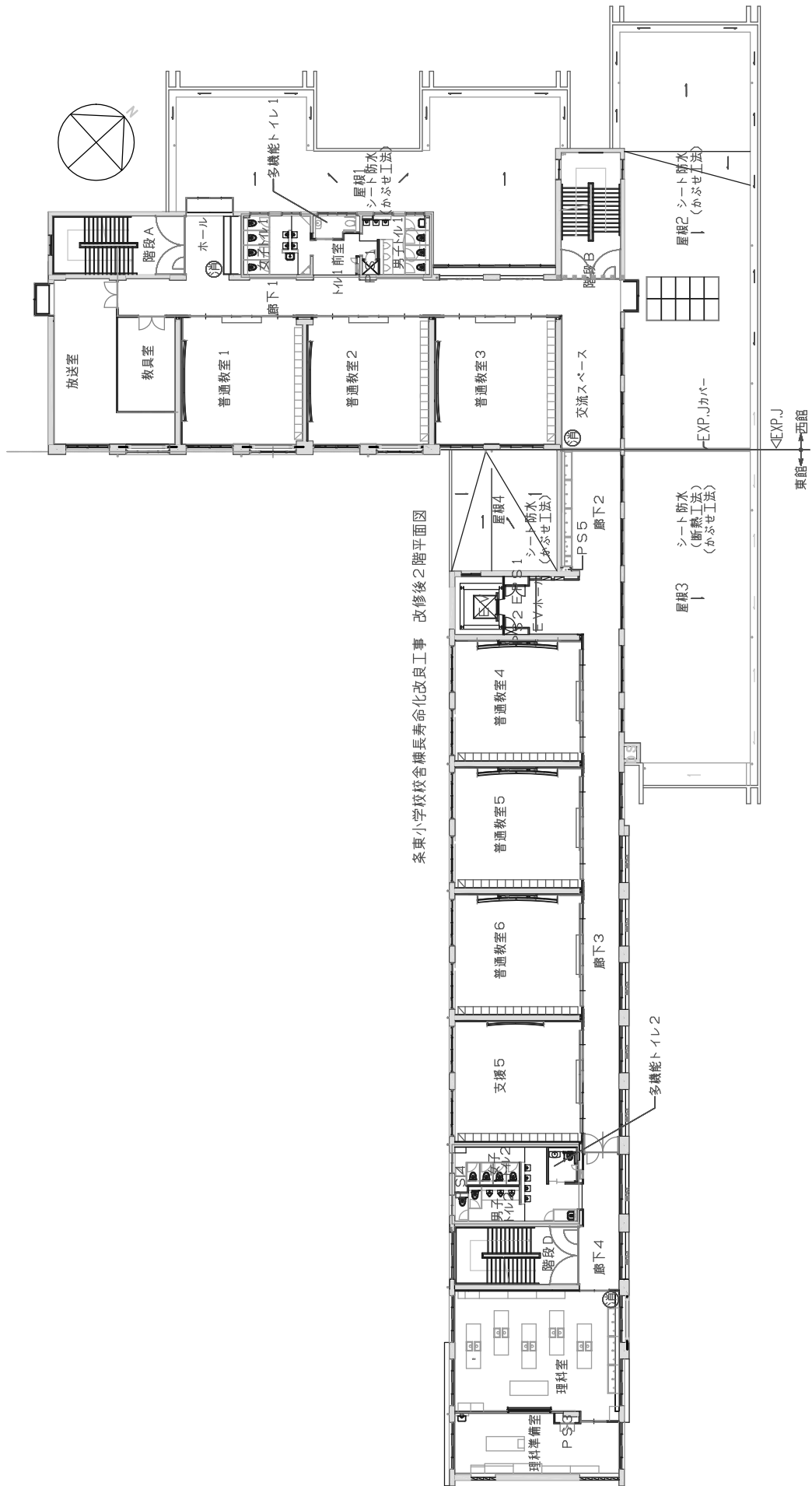
工事範囲	1期	2期	3期
校舎(東館)	改修	改修	改修
校舎(西館)	改修	改修	改修
校舎(東館)	撤去	撤去	撤去
外構(敷地内)	撤去	撤去	撤去
公園(敷地外)	撤去	撤去	撤去
校舎(東館)	改修	改修	改修
校舎(西館)	改修	改修	改修
校舎(東館)	撤去	撤去	撤去
校舎(西館)	撤去	撤去	撤去
本館渡り廊下	撤去	撤去	撤去
外構(敷地内)	撤去	撤去	撤去
公園(敷地外)	撤去	撤去	撤去
外構(敷地内)	撤去	撤去	撤去
体育館渡り廊下	撤去	撤去	撤去
外構(敷地内)	撤去	撤去	撤去
公園(敷地外)	撤去	撤去	撤去
外構(敷地内)	撤去	撤去	撤去
公園(敷地外)	撤去	撤去	撤去

# グラウンド

工事範囲	1期	2期	3期
校舎(東館)	改修	改修	改修
校舎(西館)	改修	改修	改修
校舎(東館)	撤去	撤去	撤去
外構(敷地内)	撤去	撤去	撤去
公園(敷地外)	撤去	撤去	撤去
校舎(東館)	改修	改修	改修
校舎(西館)	改修	改修	改修
校舎(東館)	撤去	撤去	撤去
校舎(西館)	撤去	撤去	撤去
本館渡り廊下	撤去	撤去	撤去
外構(敷地内)	撤去	撤去	撤去
公園(敷地外)	撤去	撤去	撤去
外構(敷地内)	撤去	撤去	撤去
公園(敷地外)	撤去	撤去	撤去



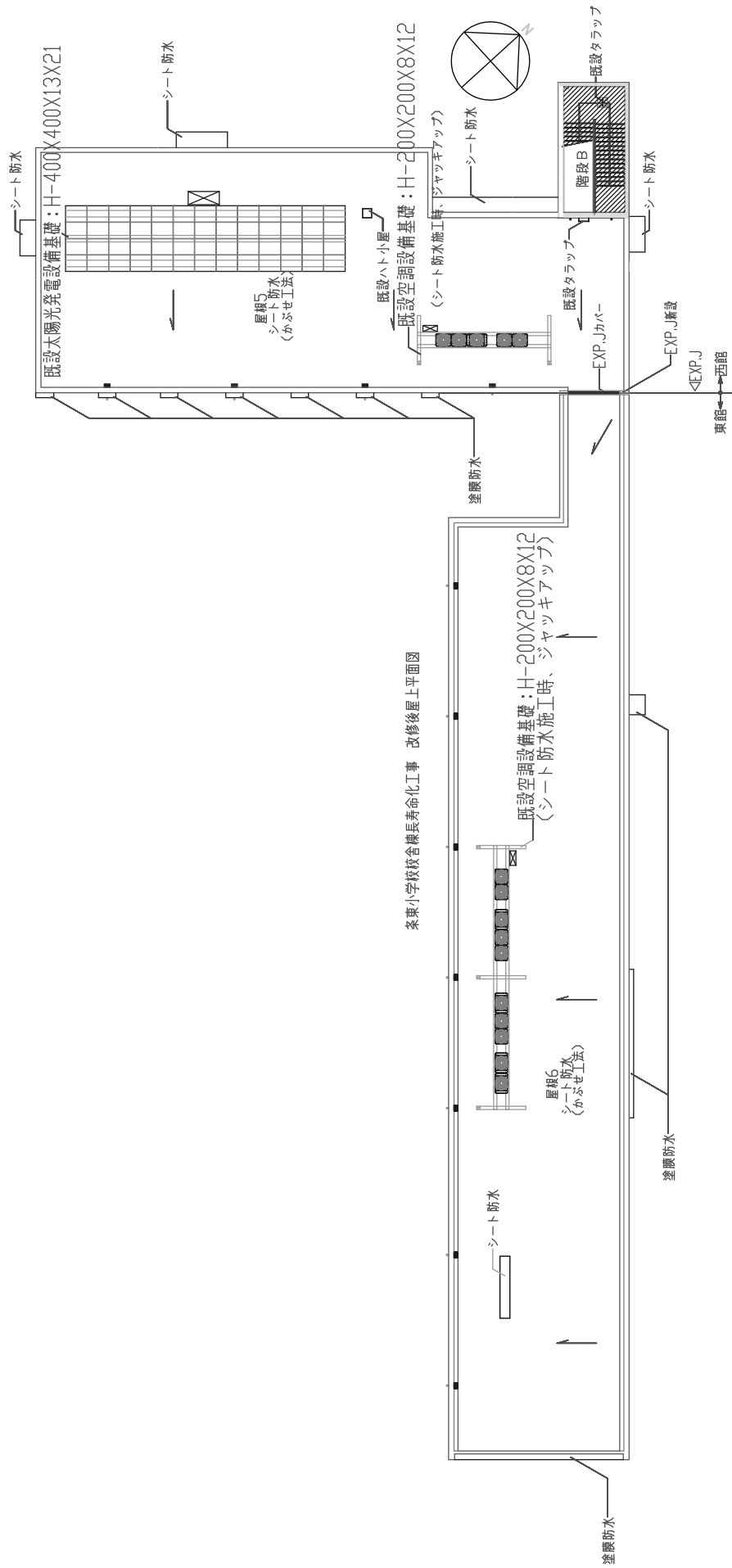
桑東小学校校舎棟長寿寿命化改良工事 改修後1階平面図



桑東小学校校舎棟長寿命化改良工事 改修後2階平面図







桑東小学校校舎棟長寿命化工事 改修後屋上平面図





## 泉大津市立条南小学校校舎棟長寿命化改良工事請負 契約の一部変更の件

令和2年6月18日議決に係る泉大津市立条南小学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年12月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 記

- |          |     |                 |
|----------|-----|-----------------|
| 1 契約金額   | 変更前 | 1,095,602,200円  |
|          | 変更後 | 1,116,915,800円  |
| 2 契約の相手方 | 所 在 | 大阪府中央区瓦町2丁目4番7号 |
|          | 名 称 | 栗本建設工業株式会社      |
|          |     | 代表取締役 岩 崎 光 延   |



(参 考)

#### 変 更 理 由

泉大津市立条南小学校校舎棟長寿命化改良工事については、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、請負代金額の変更を請求することができるとしていることから、受注者から請負代金額の変更協議の請求があったため、当該請負契約の一部変更を行い、契約金額を増額するものである。



## 指 定 管 理 者 の 指 定 の 件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次の施設の指定管理者の指定について市議会の議決を求める。

令和4年12月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) シーパスパーク
- (2) シーパスパーク広場

2 指定管理者に指定する団体

シーパスパーク・パートナーズ共同企業体

代表団体 大阪市中央区南船場1丁目9番1号

株式会社E-DESIGN

構成団体 大阪市中央区南船場4丁目12番21号

株式会社バルニバービ

構成団体 枚方市伊加賀寿町1番5号

京阪園芸株式会社

構成団体 東京都港区愛宕2丁目5番1号

パラカ株式会社

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで



議案第68号

## 大阪府都市競艇企業団規約の変更について関係市と協議する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、大阪府都市競艇企業団規約を次のとおり変更することについて関係市（堺市、岸和田市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市及び寝屋川市）と協議する。

令和4年12月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

一般財団法人日本モーターボート競走会及び一般財団法人BOATRACE振興会等の主導により、施行者をはじめ業界全体で呼称を「ボートレース」に統一することが進められていることから、大阪府都市競艇企業団において、名称を「大阪府都市ボートレース企業団」に変更するものである。

これが、この規約を変更する理由である。





## 大阪府都市競艇企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪府都市競艇企業団規約（昭和27年8月11日許可）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

大阪府都市ボートレース企業団規約

第1条及び第2条中「大阪府都市競艇企業団」を「大阪府都市ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

## 大阪府都市競艇企業団規約新旧対照表

変 更 案	現 行
<p><u>大阪府都市ボートレース</u> <u>企業団規約</u></p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この企業団は、<u>大阪府都市</u> <u>ボートレース企業団</u>という。</p> <p>(企業団の事務)</p> <p>第2条 <u>大阪府都市ボートレース企業</u> <u>団</u> (以下「企業団」という。)は、 モーターボート競走に関する事務を 処理する。</p>	<p><u>大阪府都市競艇企業団規</u> <u>約</u></p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この企業団は、<u>大阪府都市競</u> <u>艇企業団</u>という。</p> <p>(企業団の事務)</p> <p>第2条 <u>大阪府都市競艇企業団</u> (以下 「企業団」という。)は、モーター ボート競走に関する事務を処理す る。</p>

議案第69号

市道路線の廃止の件

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線の廃止について市議会の議決を求める。

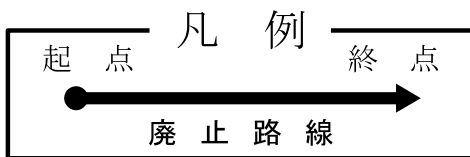
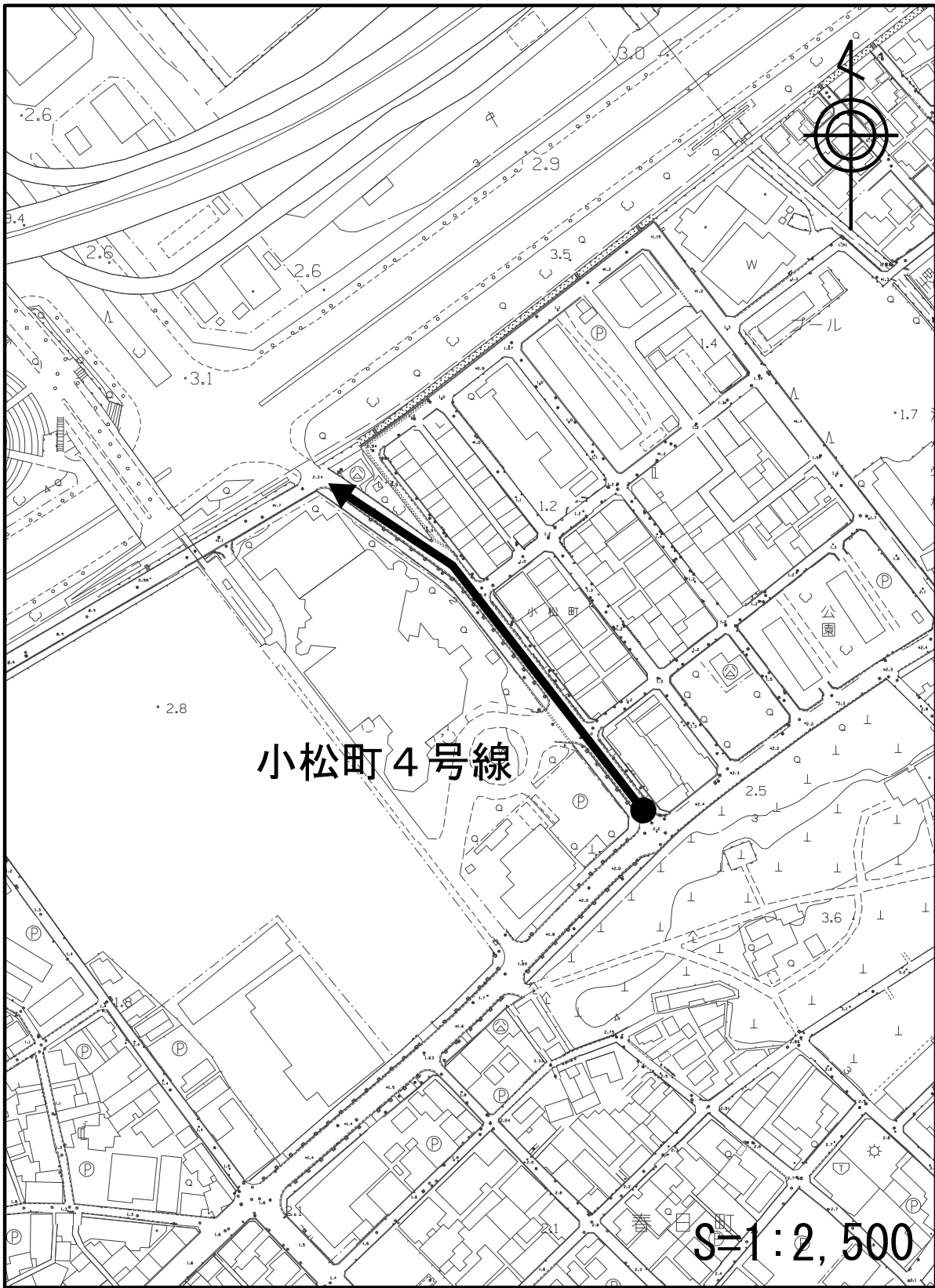
令和4年12月7日提出

泉大津市長 南出賢一

路線名	区間	重要な経過地	備考
小松町4号線	起点 小松町36番地の1先 終点 小松町41番地の1先	—	別紙見取図1
小松町7号線	起点 小松町40番地の1先 終点 小松町20番地の1先	—	別紙見取図2
菅原小松町線	起点 菅原町20番地先 終点 小松町70番地の8先	—	別紙見取図3

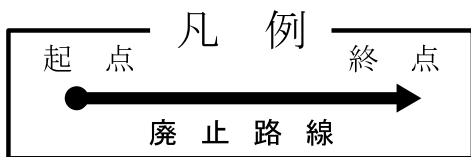
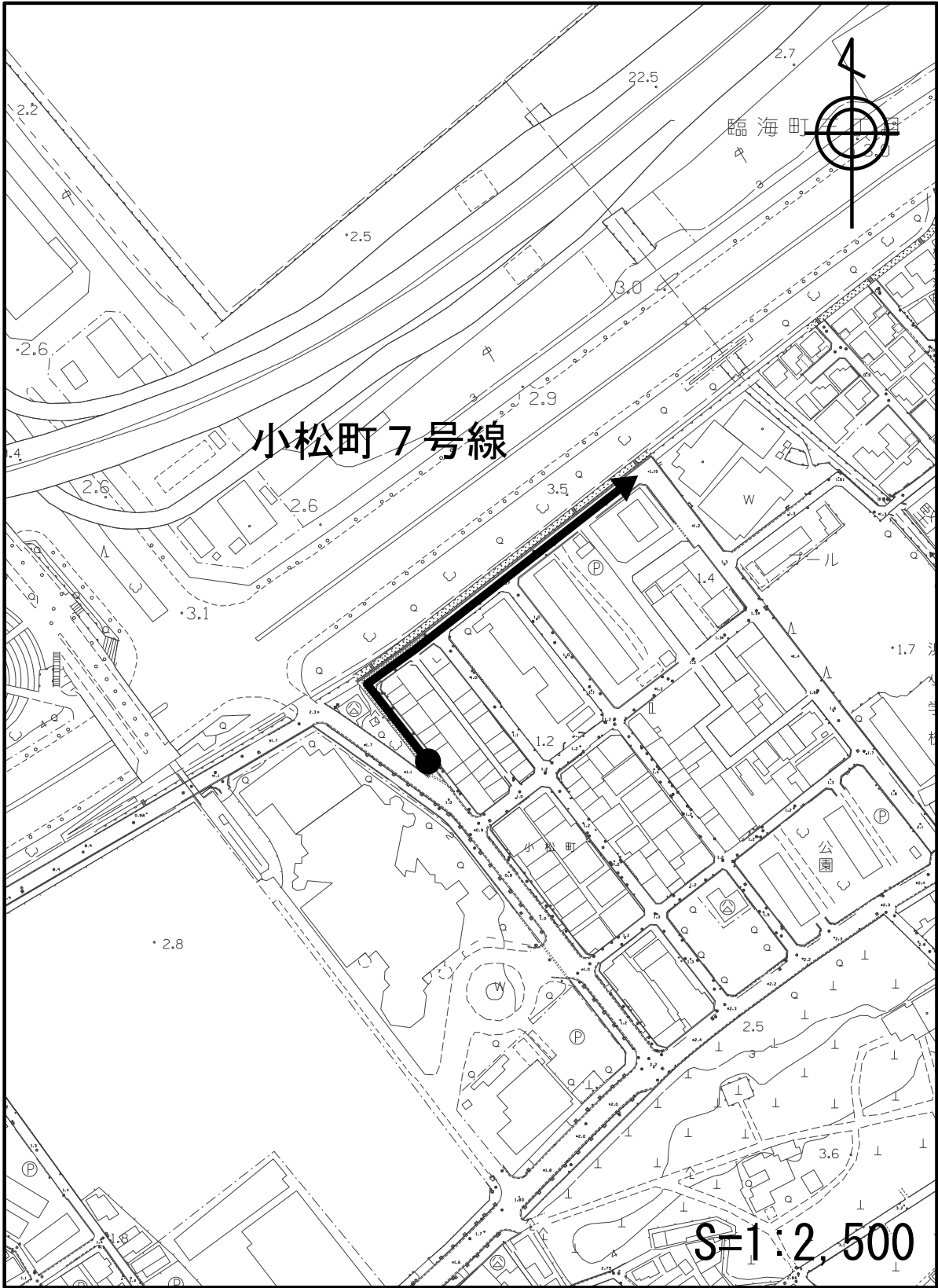


# 見取図 1



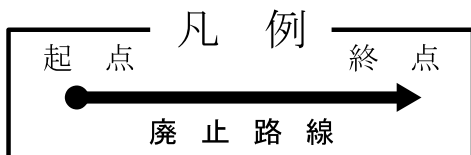
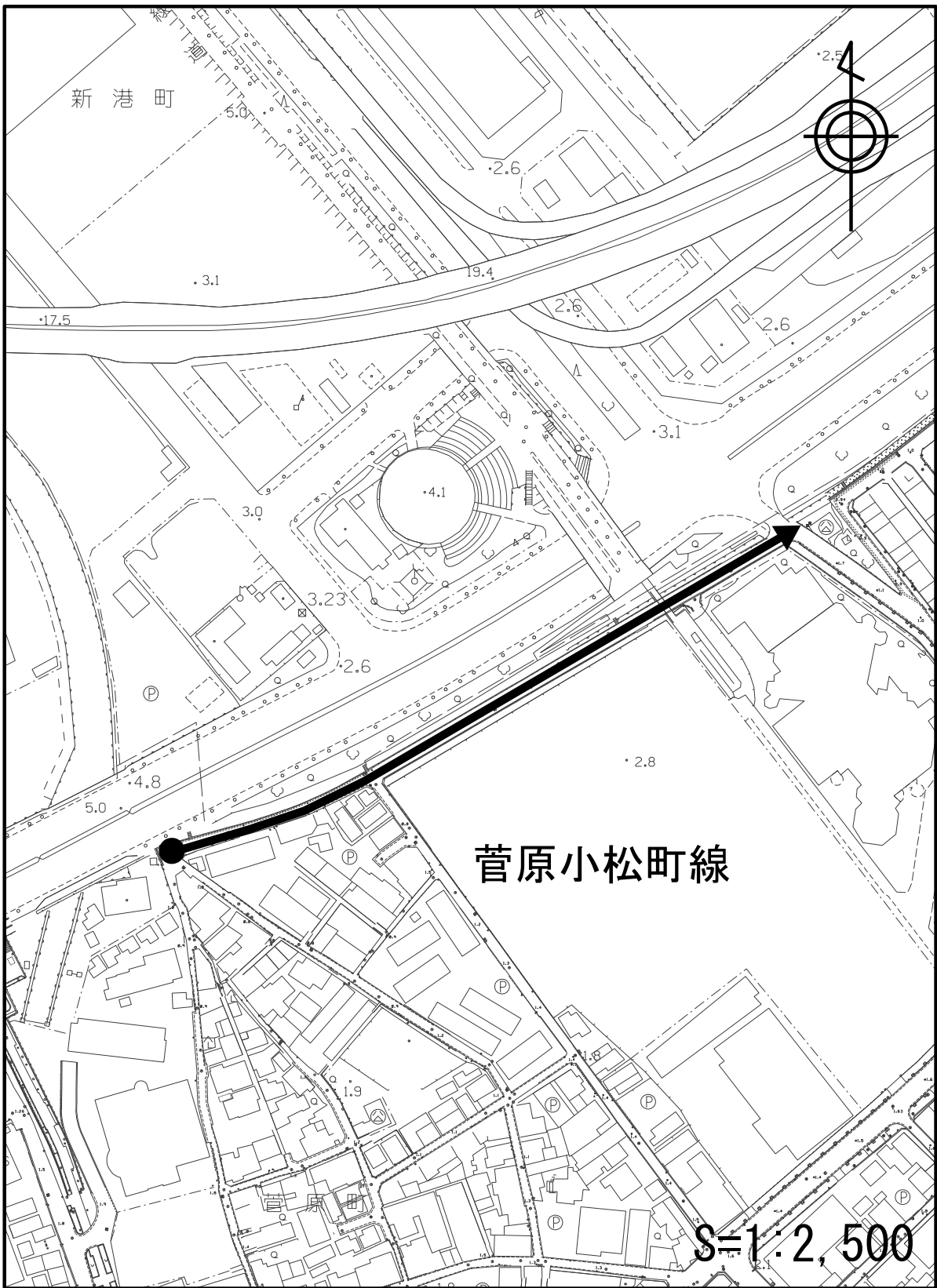
路線名 小松町4号線

# 見取図 2



路線名 小松町 7号線

# 見取図 3



路線名 菅原小松町線





## 市道路線の認定の件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線の認定について市議会の議決を求める。

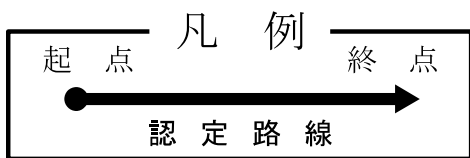
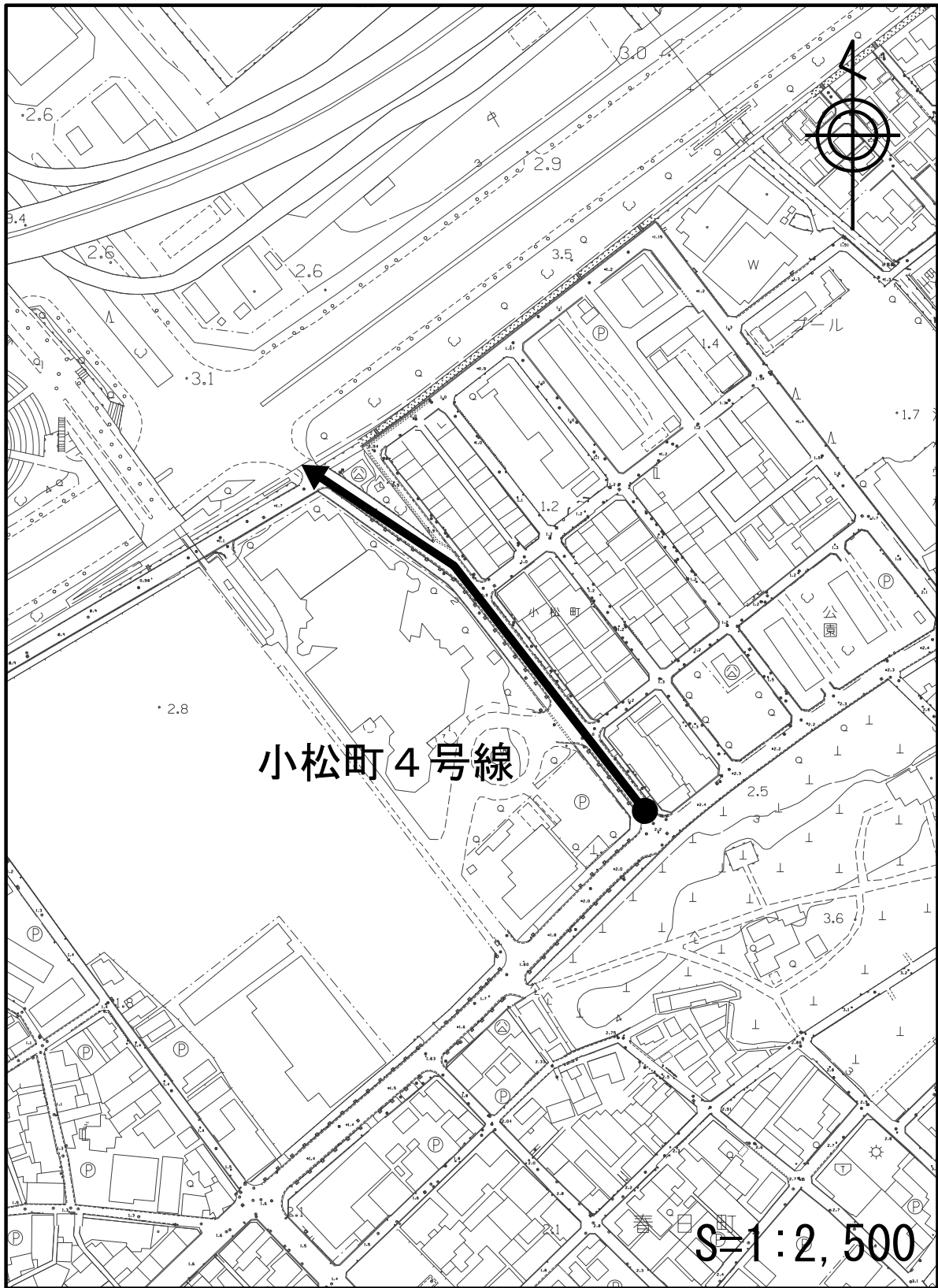
令和4年12月7日提出

泉大津市長 南出賢一

路線名	区間	重要な経過地	備考
小松町4号線	起点 小松町36番地の1先 終点 新港町5番地の2先	—	別紙見取図1
小松町7号線	起点 小松町38番地の1先 終点 同 20番地の1先	—	別紙見取図2
菅原小松町線	起点 菅原町20番地の1先 終点 小松町70番地の8先	—	別紙見取図3
森32号線	起点 森町一丁目100番地の5先 終点 同 100番地の8先	—	別紙見取図4
森33号線	起点 森町二丁目43番地の2先 終点 同 40番地の14先	—	別紙見取図5
東雲町25号線	起点 東雲町200番地の7先 終点 同 200番地の12先	—	別紙見取図6
東雲町26号線	起点 東雲町78番地の1先 終点 同 83番地の7先	—	別紙見取図7
上之町13号線	起点 上之町76番地の17先 終点 同 75番地の14先	—	別紙見取図8

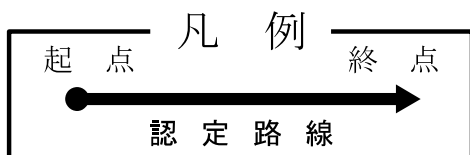
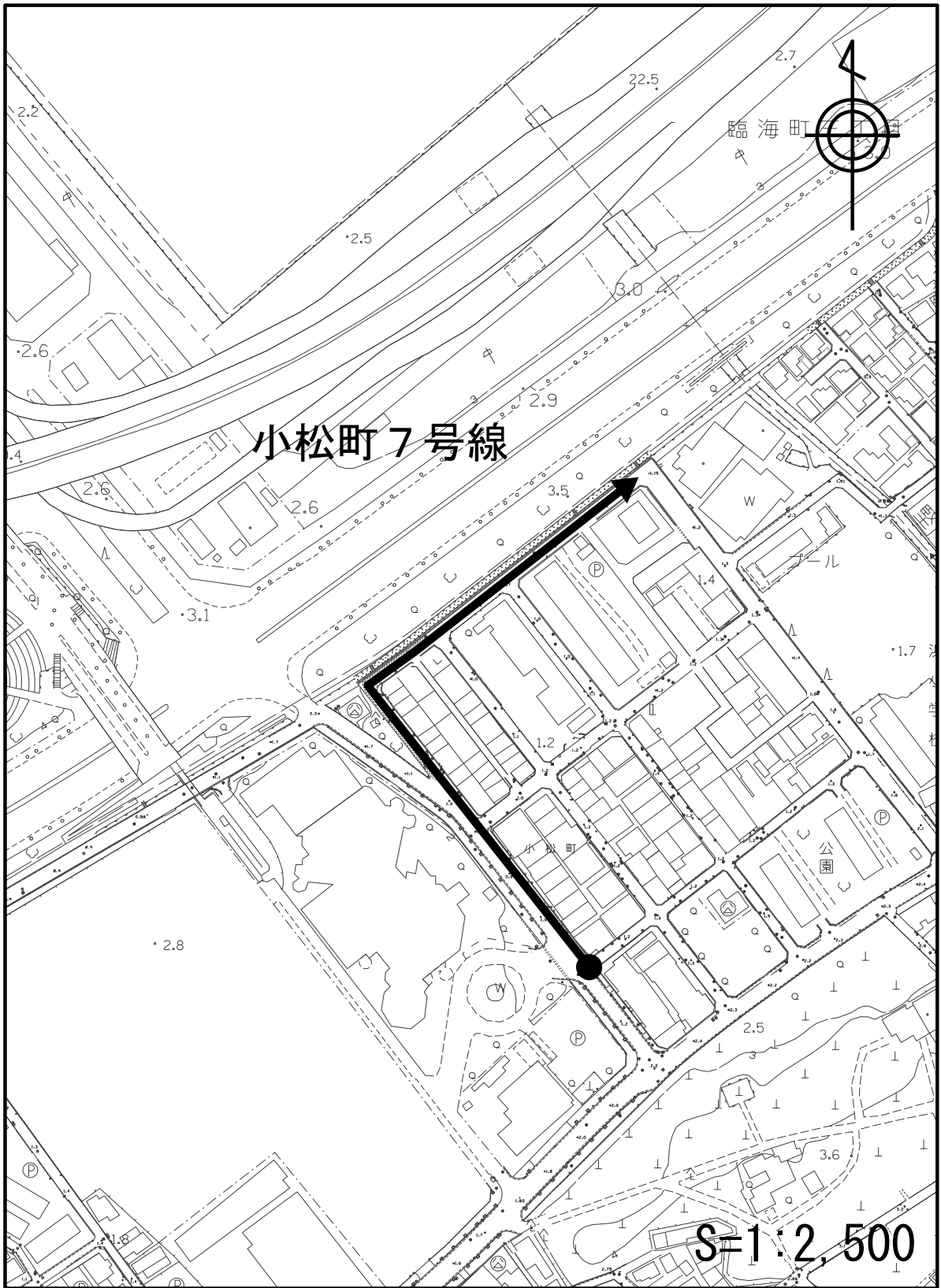
路線名	区 間	重要な 経過地	備 考
上之町14号線	起点 上之町66番地の17先 終点 同 66番地の15先	—	別紙見取図8
曾根21号線	起点 曾根町二丁目76番地の13先 終点 同 76番地の10先	—	別紙見取図9
豊中57号線	起点 豊中町二丁目256番地の52先 終点 同 256番地の46先	—	別紙見取図10
豊中58号線	起点 豊中町二丁目256番地の30先 終点 同 256番地の27先	—	同
豊中59号線	起点 豊中町二丁目256番地の20先 終点 同 256番地の15先	—	同

# 見取図 1



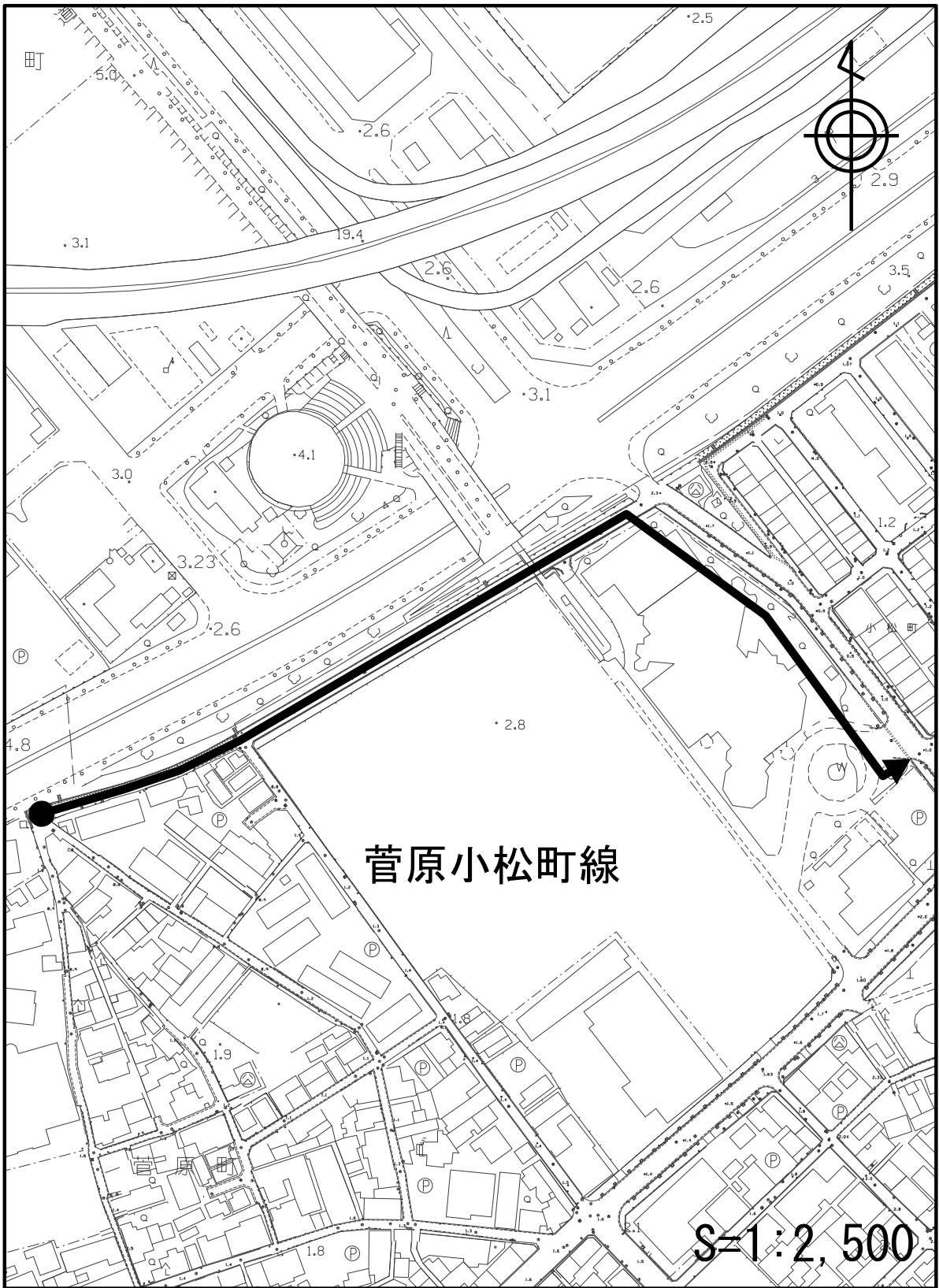
路線名 小松町4号線

# 見取図 2



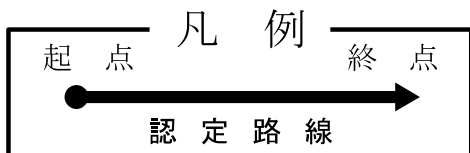
路線名 小松町7号線

# 見取図 3



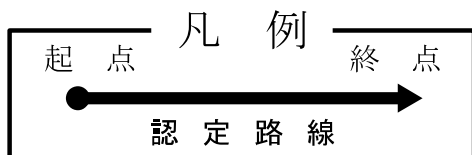
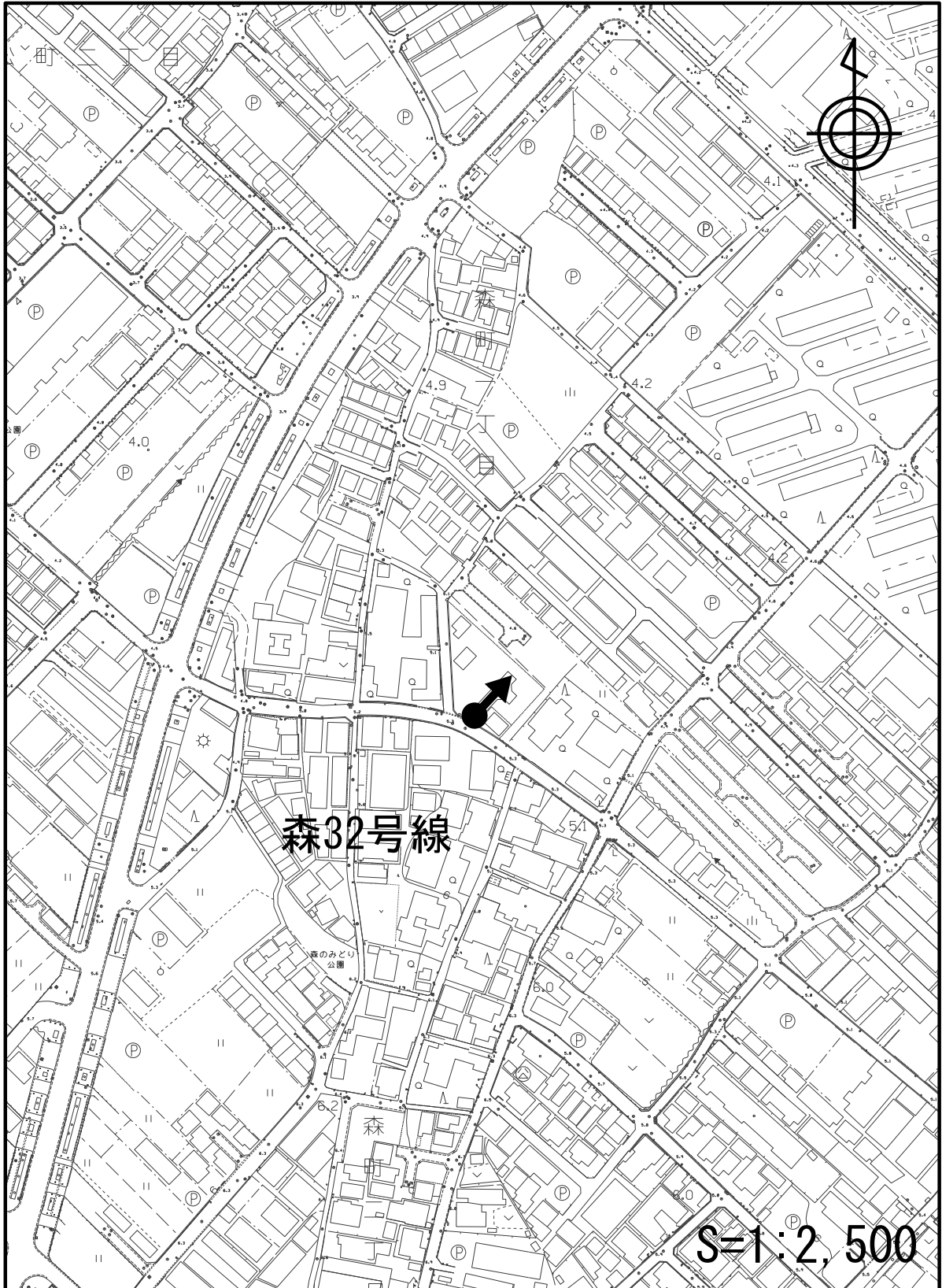
菅原小松町線

S=1:2,500



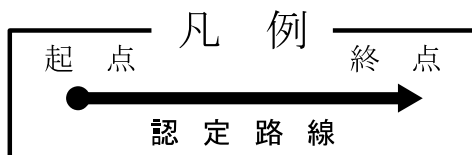
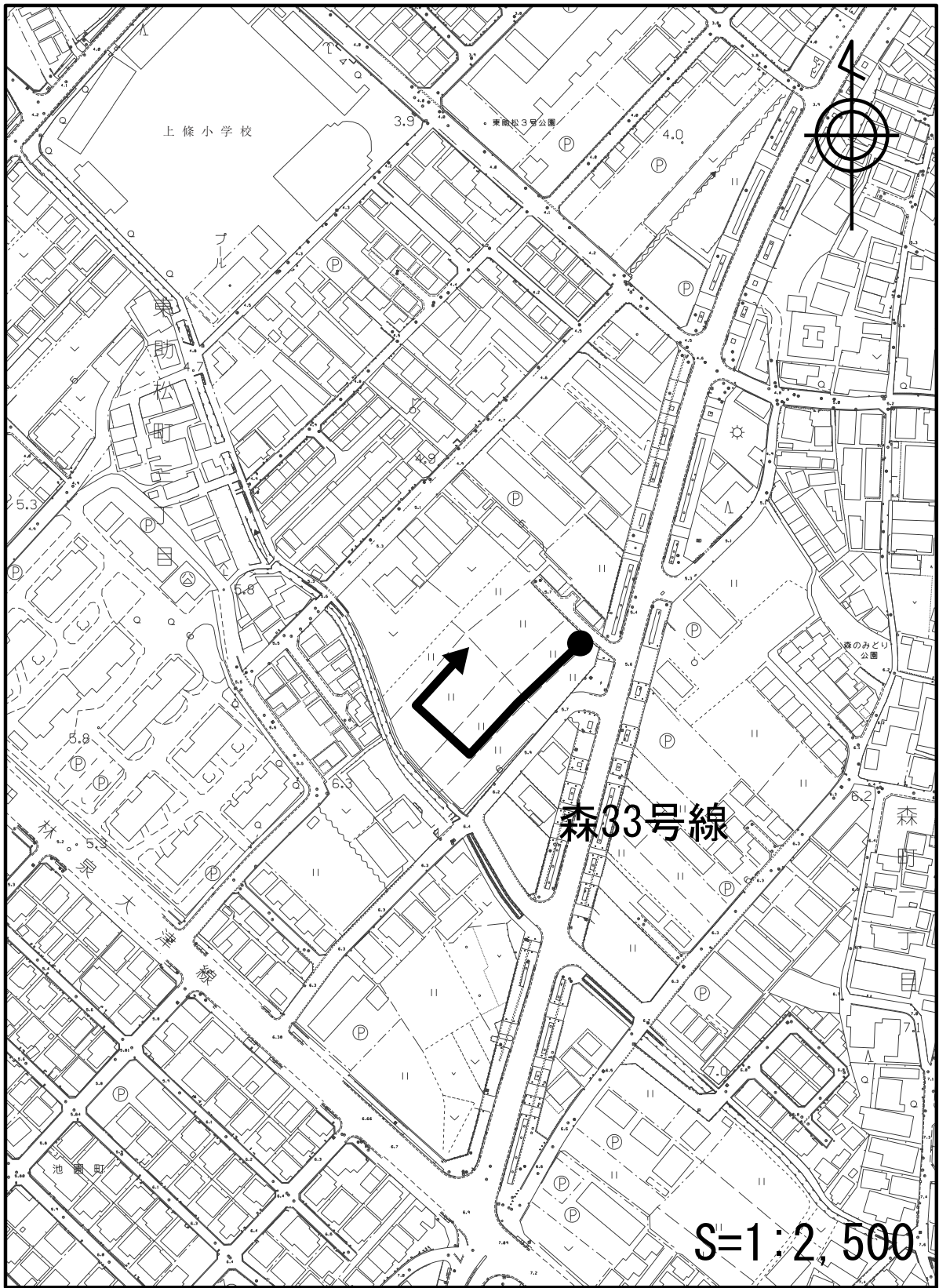
路線名 菅原小松町線

# 見取図 4



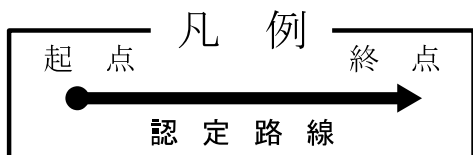
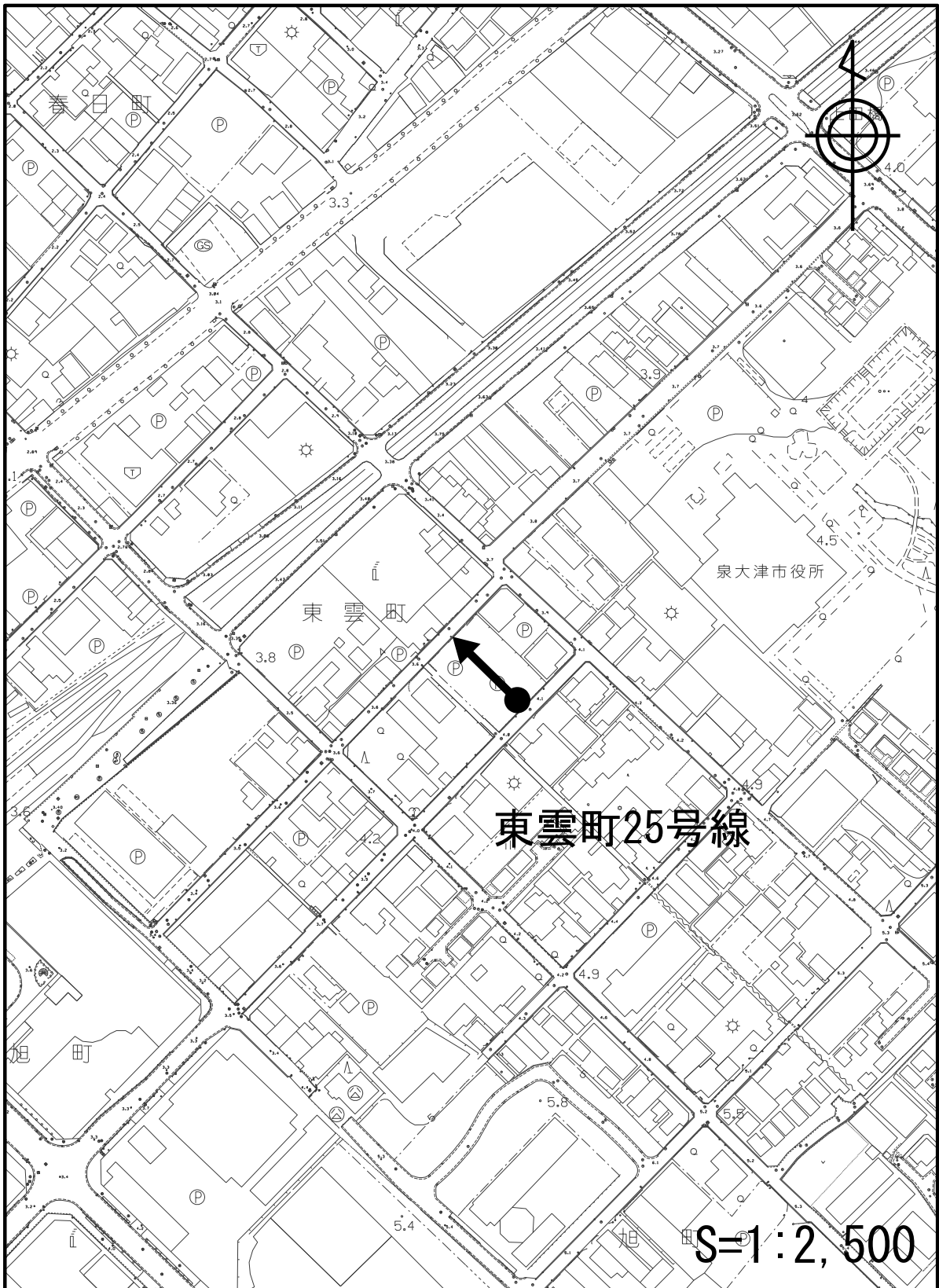
路線名 森32号線

# 見取図 5



路線名 森33号線

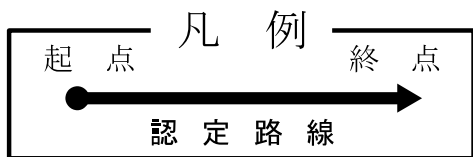
# 見取図 6



路線名 東雲町25号線

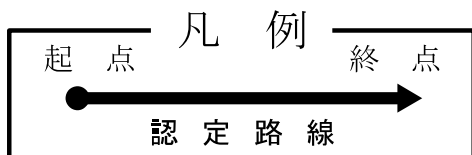
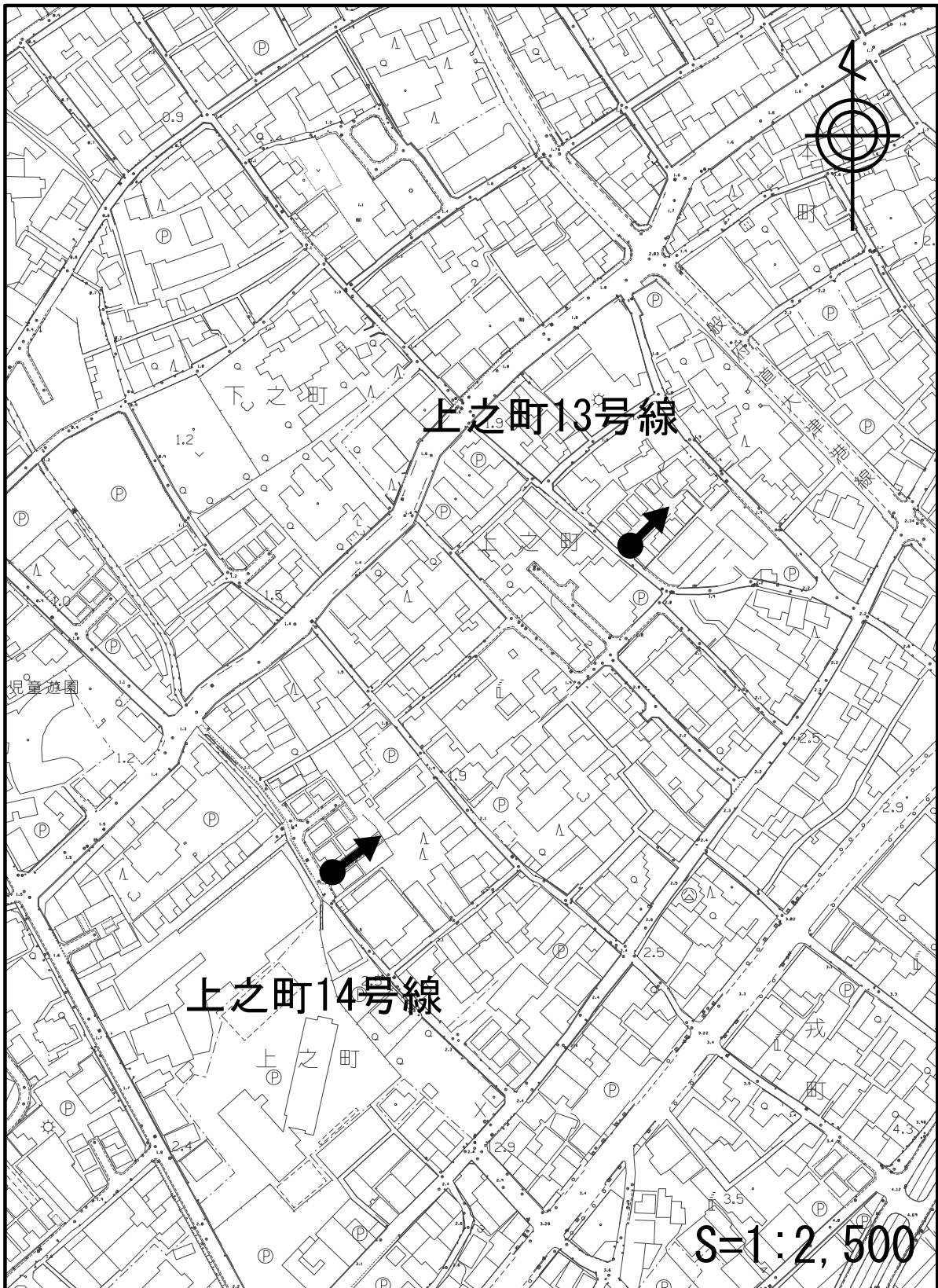


# 見取図 7



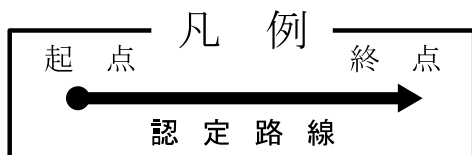
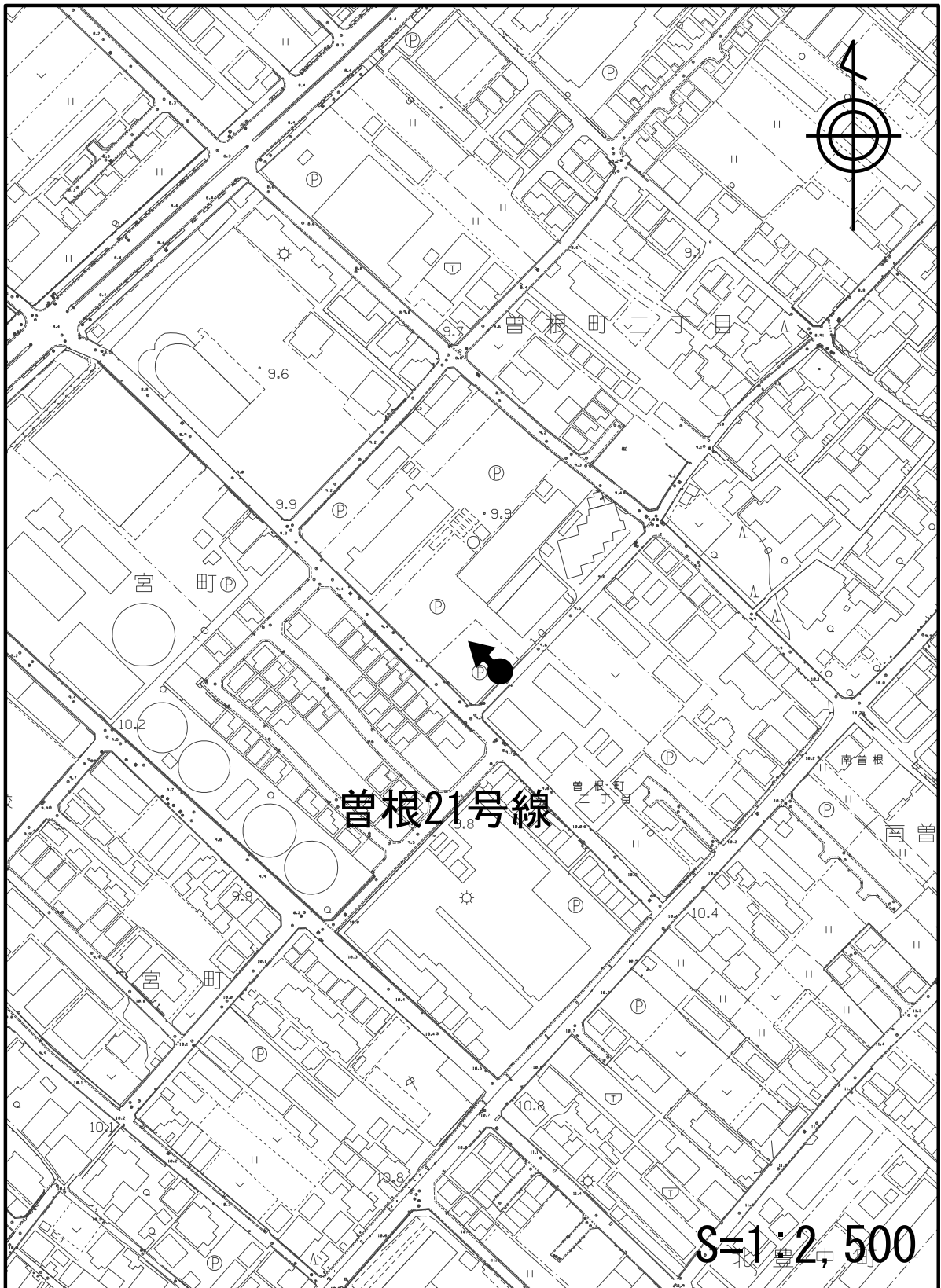
路線名 東雲町26号線

# 見取図 8



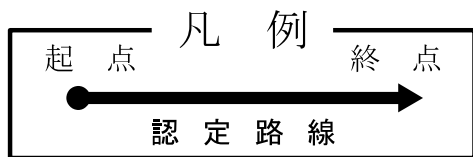
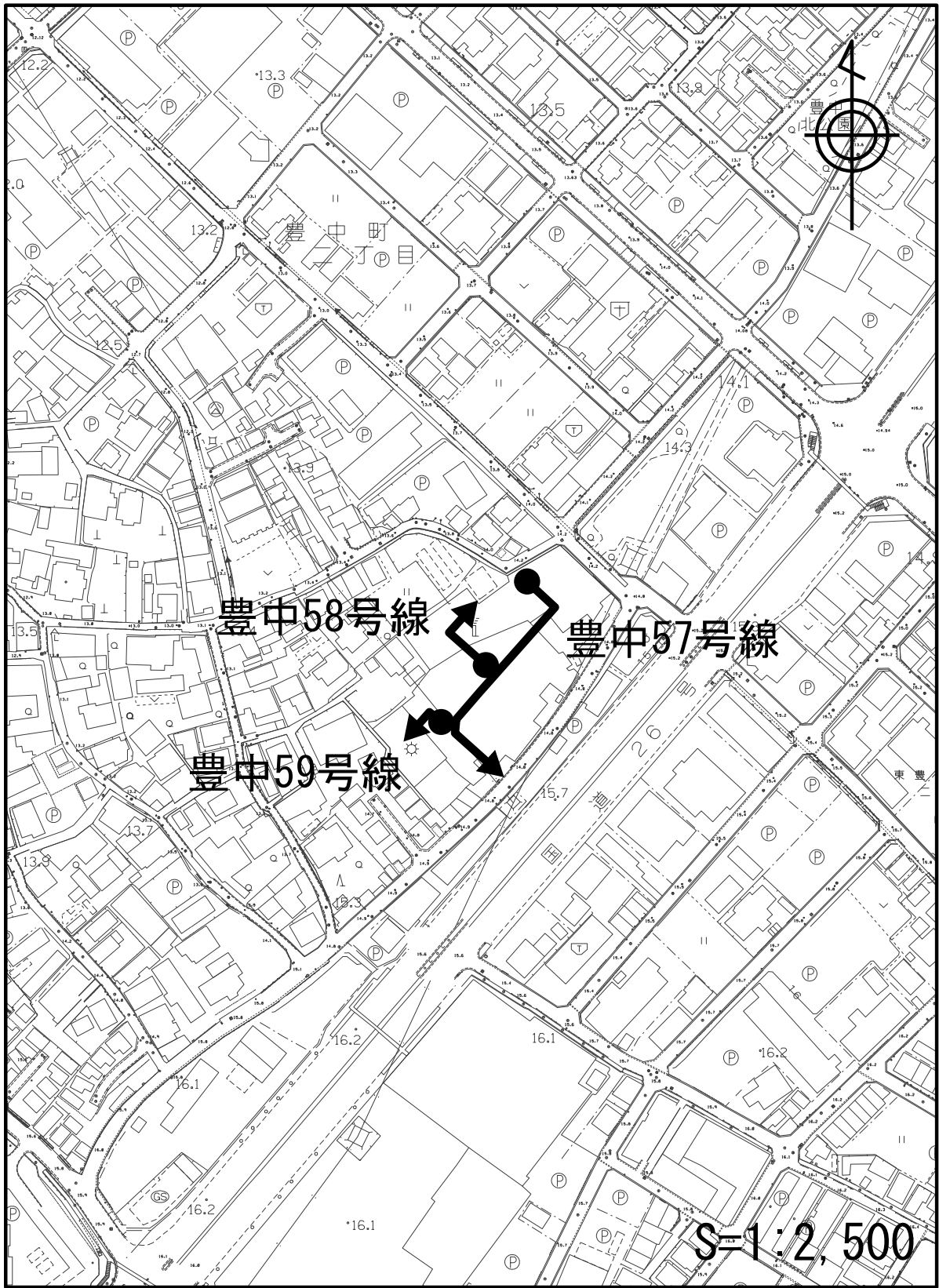
路線名 上之町13号線  
上之町14号線

# 見取図 9



路線名 曾根21号線

# 見取図 10



- 路線名
- 豊中57号線
  - 豊中58号線
  - 豊中59号線





## 令和4年度泉大津市一般会計補正予算

令和4年度泉大津市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ721,274千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,078,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年12月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		4,095,000	412,848	4,507,848
	1 地方交付税	4,095,000	412,848	4,507,848
14 国庫支出金		8,780,140	8,290	8,788,430
	2 国庫補助金	3,185,497	8,290	3,193,787
15 府支出金		2,370,658	2,324	2,372,982
	2 府補助金	590,251	2,324	592,575
18 繰入金		2,055,402	100,010	2,155,412
	1 特別会計繰入金	36,634	72,260	108,894
	2 基金繰入金	2,018,768	27,750	2,046,518
19 繰越金		1,000	343,540	344,540
	1 繰越金	1,000	343,540	344,540
21 市債		3,309,200	△145,738	3,163,462
	1 市債	3,309,200	△145,738	3,163,462
歳 入 合 計		36,357,026	721,274	37,078,300



## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,915,336	188,997	4,104,333
	1 総務管理費	3,257,189	188,997	3,446,186
3 民生費		15,533,336	79,240	15,612,576
	1 社会福祉費	6,487,082	29,442	6,516,524
	2 児童福祉費	5,081,523	47,988	5,129,511
	3 生活保護費	3,139,392	1,810	3,141,202
4 衛生費		4,230,421	12,043	4,242,464
	1 保健衛生費	1,079,469	8,515	1,087,984
	4 葬儀費	70,388	3,528	73,916
6 商工費		580,491	3,800	584,291
	1 商工費	580,491	3,800	584,291
7 土木費		3,939,028	75,975	4,015,003
	2 道路橋りょう費	886,435	1,583	888,018
	4 都市計画費	1,610,387	74,392	1,684,779
8 消防費		698,989	4,514	703,503
	1 消防費	698,989	4,514	703,503

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		4,145,894	56,705	4,202,599
	2 小学校費	1,367,853	34,444	1,402,297
	3 中学校費	1,071,154	17,105	1,088,259
	4 幼稚園費	313,277	430	313,707
	5 社会教育費	507,328	4,526	511,854
	6 保健体育費	133,249	200	133,449
11 諸支出金		399,646	300,000	699,646
	3 土地取得費	215,989	300,000	515,989
歳 出 合 計		36,357,026	721,274	37,078,300

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	母子健康診査事業	819 千円
7 土木費	4 都市計画費	プール施設整備事業	74,392 千円

### 第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
シーパスパークエリア 指定管理業務委託料	令和4年度～令和9年度	417,500 千円
小中学校WEBフィルタリング サービス使用料	令和4年度～令和9年度	45,375 千円
小中学校外国語 指導助手派遣料	令和4年度～令和5年度	11,649 千円
英語イメージョン教育 指導助手派遣料	令和4年度～令和5年度	5,206 千円

第4表 地方債補正

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
プール施設整備事業費	補正前	千円 0	普通貸借又は証券発行	8.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は銀行その他資金	20年以内	5年以内	半年賦及び半年賦元利均等、半年賦元金均等償還又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	55,700	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
臨時財政対策債	補正前	600,000	同上	同上	同上	同上	3年以内	同上	同上
	補正後	398,562	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
(補正額)		△ 145,738							
補正前の額		3,309,200							
合計		3,163,462							





歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括  
歳 入

款	補 正 前 の 額
10 地方交付税	4, 095, 000
14 国庫支出金	8, 780, 140
15 府支出金	2, 370, 658
18 繰入金	2, 055, 402
19 繰越金	1, 000
21 市債	3, 309, 200
歳 入 合 計	36, 357, 026



# 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
412,848	4,507,848
8,290	8,788,430
2,324	2,372,982
100,010	2,155,412
343,540	344,540
△145,738	3,163,462
721,274	37,078,300

歳 出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	3,915,336	188,997
3 民生費	15,533,336	79,240
4 衛生費	4,230,421	12,043
6 商工費	580,491	3,800
7 土木費	3,939,028	75,975
8 消防費	698,989	4,514
9 教育費	4,145,894	56,705
11 諸支出金	399,646	300,000
歳 出 合 計	36,357,026	721,274

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4,104,333				188,997
15,612,576	10,614		3,750	64,876
4,242,464				12,043
584,291				3,800
4,015,003		55,700		20,275
703,503				4,514
4,202,599			24,000	32,705
699,646				300,000
37,078,300	10,614	55,700	27,750	627,210

## 2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 4,095,000	千円 412,848	千円 4,507,848

### (款) 10 地方交付税

#### (項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	4,095,000	412,848	4,507,848
計	4,095,000	412,848	4,507,848

補 正 前	補 正 額	計
千円 8,780,140	千円 8,290	千円 8,788,430

### (款) 14 国庫支出金

#### (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	1,150,554	8,290	1,158,844
計	3,185,497	8,290	3,193,787

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	412,848	普通交付税

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費補助金	3,350	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費補助金
2 児童福祉費補助金	3,130	保育対策総合支援事業費補助金
3 生活保護費補助金	1,810	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

補正前	補正額	計
千円 2,370,658	千円 2,324	千円 2,372,982

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費府補助金	468,431	2,324	470,755
計	590,251	2,324	592,575

補正前	補正額	計
千円 2,055,402	千円 100,010	千円 2,155,412

(款) 18 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
3 介護保険事業特別会計繰入金	2,825	67,598	70,423
4 後期高齢者医療特別会計繰入金	0	4,662	4,662
計	36,634	72,260	108,894

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
6 ふるさと応援基金繰入金	496,853	27,750	524,603
計	2,018,768	27,750	2,046,518

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	2,324	乳幼児医療費等助成事業補助金

節		説明
区分	金額	
1 介護保険事業特別会計繰入金	67,598	介護保険事業特別会計繰入金
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	4,662	後期高齢者医療特別会計繰入金

節		説明
区分	金額	
1 ふるさと応援基金繰入金	27,750	ふるさと応援基金繰入金

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

補正前	補正額	計
千円 1,000	千円 343,540	千円 344,540

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1,000	343,540	344,540
計	1,000	343,540	344,540

補正前	補正額	計
千円 3,309,200	千円 △145,738	千円 3,163,462

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
4 土木債	1,190,100	55,700	1,245,800
7 臨時財政対策債	600,000	△201,438	398,562
計	3,309,200	△145,738	3,163,462



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	343,540	繰越金

節		説 明
区 分	金 額	
1 都市計画債	55,700	プール施設整備事業債
1 臨時財政対策債	△201,438	臨時財政対策債

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

### 3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,915,336	千円 188,997	千円 4,104,333

#### (款) 2 総務費

##### (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1,617,760	15,759	1,633,519				15,759
21 財政調整基金費	40	173,238	173,278				173,238
計	3,257,189	188,997	3,446,186				188,997

補 正 前	補 正 額	計
千円 15,533,336	千円 79,240	千円 15,612,576

#### (款) 3 民生費

##### (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	1,211,160	4,142	1,215,302	3,350			792
3 老人福祉費	2,286,984	13,600	2,300,584				13,600
8 障がい者福祉費	287,122	11,700	298,822				11,700
計	6,487,082	29,442	6,516,524	3,350			26,092

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内 訳	
10 需用費 12 委託料	9,277 6,482	21 庁舎維持管理事業	9,277	10 需用費	9,277
				光熱水費	
		22 庁舎施設整備事業	6,482	12 委託料	6,482
				庁舎執務室配置変更業務委託料	
24 積立金	173,238	1 財政調整基金積立事業	173,238	24 積立金	173,238
				財政調整基金積立金	

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内 訳	
12 委託料	4,142	5 ふれあいバス運行事業	792	12 委託料	792
				バス運行管理委託料	
		18 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	3,350	12 委託料	3,350
				新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務委託料	
18 負担金、補助及び交付金	13,600	25 介護サービス事業所物価等高騰対策支援事業	13,600	18 負担金、補助及び交付金	13,600
				介護サービス事業所物価等高騰対策支援事業助成金	
18 負担金、補助及び交付金	11,700	16 障がい福祉サービス事業所物価等高騰対策支援事業	11,700	18 負担金、補助及び交付金	11,700
				障がい福祉サービス事業所物価等高騰対策支援事業助成金	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	2,056,659	7,112	2,063,771	2,000			5,112
4 保育所費	674,270	825	675,095	380		825	△380
6 子ども医療助成費	252,704	28,137	280,841	2,324			25,813
8 認定こども園費	422,556	11,914	434,470	750		2,925	8,239
計	5,081,523	47,988	5,129,511	5,454		3,750	38,784

## (項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	154,726	1,810	156,536	1,810			
計	3,139,392	1,810	3,141,202	1,810			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	7,112	10 民間認定こども園等 運営補助事業 3,112	18 負担金、補助及び交付金 民間認定こども園等運営費補助金 3,112
		28 保育環境改善等事業 4,000	18 負担金、補助及び交付金 保育環境改善等事業費補助金 4,000
10 需用費	825	2 保育所運営事業 825	10 需用費 賄材料費 825
19 扶助費	28,137	1 子ども医療助成事業 28,137	19 扶助費 医療費 28,137
10 需用費	11,914	1 認定こども園運営事業 2,925	10 需用費 賄材料費 2,925
		2 認定こども園維持管理事業 8,989	10 需用費 光熱水費 8,989

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 役務費 12 委託料 17 備品購入費	24 1,586 200	4 医療費適正化事業 1,810	11 役務費 24
			11 通信運搬費
			12 委託料 1,586
			12 システム改修委託料
			17 備品購入費 200
			17 機械器具費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

補正前	補正額	計
千円 4,230,421	千円 12,043	千円 4,242,464

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	140,841	3,697	144,538				3,697
3 母子保健事業費	114,183	941	115,124				941
6 保健センター費	25,349	3,877	29,226				3,877
計	1,079,469	8,515	1,087,984				8,515

(項) 4 葬儀費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 葬儀費	70,388	3,528	73,916				3,528
計	70,388	3,528	73,916				3,528

補正前	補正額	計
千円 580,491	千円 3,800	千円 584,291

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 商工業振興費	529,901	3,800	533,701				3,800

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	3,697	5 大阪府救急医療体制整備事業 3,697	12 委託料 臨時発熱外来体制整備委託料 3,697
10 需用費 17 備品購入費	122 819	2 母子健康診査事業 941	10 需用費 医薬材料費 122 17 備品購入費 機械器具費 819
10 需用費	3,877	2 保健センター維持管理事業 3,877	10 需用費 光熱水費 3,877

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	3,528	2 火葬場維持管理事業 3,528	10 需用費 光熱水費 3,528

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	3,800	1 産業振興対策事業 3,800	18 負担金、補助及び交付金 宿泊等促進事業補助金 3,800

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	580,491	3,800	584,291				3,800

補正前	補正額	計
千円 3,939,028	千円 75,975	千円 4,015,003

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 水路費	56,112	1,583	57,695				1,583
計	886,435	1,583	888,018				1,583

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 公園管理費	1,044,683	74,392	1,119,075		55,700		18,692
計	1,610,387	74,392	1,684,779		55,700		18,692

補正前	補正額	計
千円 698,989	千円 4,514	千円 703,503

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 常備消防費	688,228	4,514	692,742				4,514



(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	1,583	2 ポンプ場維持管理事業 1,583	10 需用費 光熱水費 1,583

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
14 工事請負費	74,392	3 プール施設整備事業 74,392	14 工事請負費 補修工事費 74,392

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	4,514	3 消防庁舎維持管理事業 3,726	10 需用費 光熱水費 3,726
		5 消防車両管理事業 788	10 需用費 燃料費 788

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	698,989	4,514	703,503				4,514

補正前	補正額	計
千円 4,145,894	千円 56,705	千円 4,202,599

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	1,299,039	34,444	1,333,483			14,400	20,044
計	1,367,853	34,444	1,402,297			14,400	20,044

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	1,030,083	17,105	1,047,188			9,600	7,505
計	1,071,154	17,105	1,088,259			9,600	7,505

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 幼稚園費	313,277	430	313,707				430
計	313,277	430	313,707				430

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	34,444	3 小学校維持管理事業 20,044	10 需用費 20,044 光熱水費 16,799 修繕料 3,245
		5 小学校給食事業 14,400	10 需用費 14,400 賄材料費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	17,105	2 中学校維持管理事業 7,505	10 需用費 7,505 光熱水費
		6 中学校給食事業 9,600	10 需用費 9,600 賄材料費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	430	4 幼稚園維持管理事業 430	10 需用費 430 光熱水費

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

## (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 図書館費	191,308	605	191,913				605
4 公民館費	30,717	2,028	32,745				2,028
9 勤労青少年ホーム費	12,473	1,262	13,735				1,262
11 学習館費	24,339	631	24,970				631
計	507,328	4,526	511,854				4,526

## (項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 スポーツ振興費	15,820	200	16,020				200
計	133,249	200	133,449				200

補正前	補正額	計
千円 399,646	千円 300,000	千円 699,646

## (款) 11 諸支出金

## (項) 3 土地取得費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 土地取得費	215,989	300,000	515,989				300,000
計	215,989	300,000	515,989				300,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	605	2 図書館維持管理事業 605	18 負担金、補助及び交付金 光熱水費負担金 605
10 需用費	2,028	2 南公民館維持管理事業 849	10 需用費 光熱水費 849
		4 北公民館維持管理事業 1,179	10 需用費 光熱水費 1,179
10 需用費	1,262	2 勤労青少年ホーム維持管理事業 1,262	10 需用費 光熱水費 1,262
10 需用費	631	2 学習館維持管理事業 631	10 需用費 光熱水費 631

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	200	1 スポーツ振興事業 200	18 負担金、補助及び交付金 スポーツ競技大会出場奨励金 200

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	300,000	1 土地取得事業特別会計繰出金事業 300,000	27 繰出金 土地取得事業特別会計への繰出 300,000

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末  
までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 府 支出金	地方債	その他	
シーバスパークエリア 指定管理業務委託料	補正前								
	補正後	417,500		令和4年度 ～令和9年度	417,500				417,500
小中学校WEBフィルタリング サービス使用料	補正前								
	補正後	45,375		令和4年度 ～令和9年度	45,375				45,375
小 中 学 校 外 国 語 指 導 助 手 派 遣 料	補正前								
	補正後	11,649		令和4年度 ～令和5年度	11,649				11,649
英 語 イ マ ー ジ ョ ン 教 育 指 導 助 手 派 遣 料	補正前								
	補正後	5,206		令和4年度 ～令和5年度	5,206				5,206
合 計	補正額	479,730			479,730				479,730
	補正前 の 額	14,833,168	4,081,873		8,713,954	1,204,941	3,146,200	11,150	4,351,663
	計	15,312,898	4,081,873		9,193,684	1,204,941	3,146,200	11,150	4,831,393

地方債の当該年度中における増減見込額及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	当該年度中の増減見込額						当該年度末現在高見込額	
		当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額				
		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
1. 普通債	11,220,657	2,624,400	55,700	2,680,100	1,090,018		1,090,018	12,755,039	12,810,739
(1) 総務債	368,119	164,600		164,600	75,877		75,877	456,842	456,842
(2) 民生債	501,659	124,200		124,200	35,497		35,497	590,362	590,362
(3) 衛生債	337,900	22,000		22,000	30,906		30,906	328,994	328,994
(4) 農林水産業債	3,836				365		365	3,471	3,471
(5) 土木債	3,721,527	1,190,100	55,700	1,245,800	503,325		503,325	4,408,302	4,464,002
(6) 公営住宅債	632,282				35,099		35,099	597,183	597,183
(7) 消防債	927,398				95,910		95,910	831,488	831,488
(8) 教育債	4,727,936	1,123,500		1,123,500	313,039		313,039	5,538,397	5,538,397
2. 災害復旧債	161,000				20,123		20,123	140,877	140,877
(1) 民生債	9,800				1,225		1,225	8,575	8,575
(2) 衛生債	5,900				737		737	5,163	5,163
(3) 土木債	113,700				14,211		14,211	99,489	99,489
(4) 公営住宅債	1,400				175		175	1,225	1,225
(5) 消防債	1,800				225		225	1,575	1,575
(6) 教育債	28,400				3,550		3,550	24,850	24,850
3. その他債	14,563,347	684,800	△ 201,438	483,362	1,288,334		1,288,334	13,959,813	13,758,375
(1) 減税補てん債	99,233				31,630		31,630	67,603	67,603
(2) 臨時財政 対 策 債	14,295,331	600,000	△ 201,438	398,562	1,161,848		1,161,848	13,733,483	13,532,045
(3) 減収補てん債	168,783	84,800		84,800	94,856		94,856	158,727	158,727
合 計	25,945,004	3,309,200	△ 145,738	3,163,462	2,398,475		2,398,475	26,855,729	26,709,991









## 令和4年度泉大津市土地取得事業特別会計補正予算

令和4年度泉大津市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ515,989千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		215,989	300,000	515,989
	1 一般会計繰入金	215,989	300,000	515,989
歳 入 合 計		215,989	300,000	515,989

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 土地取得事業費		0	300,000	300,000
	1 土地取得事業費	0	300,000	300,000
歳 出 合 計		215,989	300,000	515,989





歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括  
歳 入

款	補 正 前 の 額
1 繰入金	215,989
歳 入 合 計	215,989



# 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
300,000	515,989
300,000	515,989

歳 出

款	補正前の額	補正額
2 土地取得事業費	0	300,000
歳 出 合 計	215,989	300,000

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
300,000			300,000	
515,989			300,000	

## 2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 215,989	千円 300,000	千円 515,989

(款) 1 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	215,989	300,000	515,989
計	215,989	300,000	515,989

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	300,000	一般会計繰入金

(款) 1 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

### 3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 0	千円 300,000	千円 300,000

#### (款) 2 土地取得事業費

##### (項) 1 土地取得事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 土地取得事業費	0	300,000	300,000			300,000	
計	0	300,000	300,000			300,000	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
17 公有財産購入費	300,000	1 土地取得事業 300,000	17 公有財産購入費 用地購入費 300,000

(款) 2 土地取得事業費

(項) 1 土地取得事業費









## 令和4年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

令和4年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220,027千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,490,886千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 府支出金		834,307	2,552	836,859
	2 府補助金	55,923	2,552	58,475
6 繰入金		1,238,342	67,597	1,305,939
	2 基金繰入金	203,409	67,597	271,006
7 繰越金		1	149,878	149,879
	1 繰越金	1	149,878	149,879
歳 入 合 計		6,270,859	220,027	6,490,886

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		167,470	2,552	170,022
	1 総務管理費	93,719	2,552	96,271
4 基金積立金		10	149,869	149,879
	1 基金積立金	10	149,869	149,879
6 諸支出金		88,480	67,606	156,086
	1 償還金及び還付加算金	85,655	8	85,663
	2 繰出金	2,825	67,598	70,423
歳 出 合 計		6,270,859	220,027	6,490,886





歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括  
歳 入

款	補 正 前 の 額
4 府支出金	834,307
6 繰入金	1,238,342
7 繰越金	1
歳 入 合 計	6,270,859



# 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
2, 5 5 2	8 3 6, 8 5 9
6 7, 5 9 7	1, 3 0 5, 9 3 9
1 4 9, 8 7 8	1 4 9, 8 7 9
2 2 0, 0 2 7	6, 4 9 0, 8 8 6

歳 出

款	補正前の額	補正額
1 総務費	167,470	2,552
4 基金積立金	10	149,869
6 諸支出金	88,480	67,606
歳 出 合 計	6,270,859	220,027

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
170,022	2,552			
149,879				149,869
156,086				67,606
6,490,886	2,552			217,475

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 834,307	千円 2,552	千円 836,859

(款) 4 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 介護施設等整備事業補助金	0	2,552	2,552
計	55,923	2,552	58,475

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,238,342	千円 67,597	千円 1,305,939

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	203,409	67,597	271,006
計	203,409	67,597	271,006

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 149,878	千円 149,879

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	149,878	149,879

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	2,552	介護施設等整備事業補助金

節		説明
区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	67,597	介護給付費準備基金繰入金

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	149,878	前年度繰越金

(款) 4 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	1	149,878	149,879

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

### 3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 167,470	千円 2,552	千円 170,022

#### (款) 1 総務費

##### (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 介護施設等 整備事業補助金	0	2,552	2,552	2,552			
計	93,719	2,552	96,271	2,552			

補正前	補正額	計
千円 10	千円 149,869	千円 149,879

#### (款) 4 基金積立金

##### (項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 介護給付費 準備基金費	10	149,869	149,879				149,869
計	10	149,869	149,879				149,869

補正前	補正額	計
千円 88,480	千円 67,606	千円 156,086

#### (款) 6 諸支出金

##### (項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 償還金	83,410	8	83,418				8



(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	2,552	1 介護施設等整備事業 2,552	18 負担金、補助及び交付金 介護施設等整備事業補助金 2,552

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	149,869	1 介護給付費準備基金事業 149,869	24 積立金 介護給付費準備基金積立金 149,869

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子及び割引料	8	1 国庫支出金等返還金事業 8	22 償還金、利子及び割引料返還金 8

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	85,655	8	85,663				8

(項) 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般会計繰出金	2,825	67,598	70,423				67,598
計	2,825	67,598	70,423				67,598

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	67,598	1 一般会計繰出金事業 67,598	27 繰出金 67,598 一般会計への繰出金

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金







## 令和4年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和4年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,409千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,160,836千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		1	33,409	33,410
	1 繰越金	1	33,409	33,410
歳 入 合 計		1,127,427	33,409	1,160,836



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		1,078,808	27,418	1,106,226
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,078,808	27,418	1,106,226
4 諸支出金		1,551	5,991	7,542
	1 償還金及び還付加算金	1,550	1,329	2,879
	2 繰出金	1	4,662	4,663
歳 出 合 計		1,127,427	33,409	1,160,836





歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括  
歳 入

款	補 正 前 の 額
3 繰越金	1
歳 入 合 計	1, 1 2 7, 4 2 7

# 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
33,409	33,410
33,409	1,160,836

歳 出

款	補正前の額	補正額
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,078,808	27,418
4 諸支出金	1,551	5,991
歳 出 合 計	1,127,427	33,409

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
1,106,226			27,418	
7,542			5,991	
1,160,836			33,409	

## 2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 33,409	千円 33,410

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	33,409	33,410
計	1	33,409	33,410



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	33,409	前年度繰越金

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

### 3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,078,808	千円 27,418	千円 1,106,226

#### (款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

##### (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,078,808	27,418	1,106,226			27,418	
計	1,078,808	27,418	1,106,226			27,418	

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,551	千円 5,991	千円 7,542

#### (款) 4 諸支出金

##### (項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保険料還付 金	1,500	1,329	2,829			1,329	
計	1,550	1,329	2,879			1,329	

##### (項) 2 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般会計繰 出金	1	4,662	4,663			4,662	
計	1	4,662	4,663			4,662	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	27,418	1 後期高齢者医療広域 連合納付事業 27,418	18 負担金、補助及び交付金 保険料等負担金 27,418

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子及び割引料	1,329	1 保険料還付事業 1,329	22 償還金、利子及び割引料 保険料過誤納付還付金 1,329

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	4,662	1 一般会計前年度精算 金返還事業 4,662	27 繰出金 一般会計への繰出金 4,662

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金